### 一般社団法人日本社会福祉学会

## 2015年度関東部会研究集会抄録集

### 大会テーマ

ソーシャルアクションと社会的企業 -社会福祉学のイノベーションに向けて-

開催日:2016年3月13日

会場:東洋大学 白山キャンパス

### 【プログラム】

### ■■受付 場所 6号館 2階■■

■受付開始 9:00~9:30 (6号館2階)

### ■■自由研究報告 場所 6号館 2階 6212教室他■■

■自由研究報告 9:30~11:20

### 第1会場 場所 6号館 2階 6212教室

9:30~10:10

- ①【研究報告部門】知的障害者作業所成立の歴史的要因
  - -一般就労との関係から-
    - 一橋大学大学院博士後期課程 原田玄機

10:15~10:55

②【研究報告部門】障害のある生活困窮者の実態および支援の課題

ーアンケート調査による探索的研究ー

高齢・障害・求職者雇用支援機構 清野絵

11:00~11:20

③【萌芽的研究報告部門】知的・発達障害を持つ若者への支援

ーシドニー大学の取り組みから学ぶー

東洋大学福祉社会開発研究センター 木口恵美子

### 第2会場 場所 6号館 2階 6213教室

9:30~10:10

①【研究報告部門】低所得高齢者の福祉的ニーズに対する地域包括ケア

-基礎自治体による生活支援ハウス運営の実際より-長野大学 越田明子

10:15~10:55

②【研究報告部門】ホームレス支援を行う社会的企業の取り組み

一制度の狭間を繋ぐ社会的企業の同行支援ー 東洋大学大学院博士後期課程 宮竹孝弥

11:00~11:20

③【萌芽的研究報告部門】我が国の社会福祉領域におけるナラティヴ研究の発展系譜と時期区分

に関する予備的考察

- 系統的文献レビューと引用分析を元に-上智大学大学院博士後期課程 道念由紀

### 第3会場 場所 6号館 2階 6214教室

9:30~9:50

①【萌芽的研究報告部門】認知症介護施設で利用者とのかかわりから職員は何を得ているのか 一介護保険制度以降の文献レビューから一

上智大学大学院博士前期課程 柴山延子

9:50~10:10

②【萌芽的研究報告部門】介護過程における生活支援の実践

-生活を限定的にとらえる一考察-水戸看護福祉専門学校 岩田健

10:15~10:35

③【萌芽的研究報告部門】触法精神障害者犯罪による被害者への福祉的支援

-犯罪被害者支援に関する文献レビューから-上智大学大学院博士前期課程 小早川希代子

10:35~10:55

④【萌芽的研究報告部門】12 ステップ系セルフヘルプグループの「聖地」化現象

ー関東エリアのミーティング開催状況調査よりー 東洋大学大学院博士前期課程 長縄洋司

11:00~11:20

⑤【実践報告部門】実習指導者が抱える援助困難事例への実習生の取り組み

ー行動分析学的視点に基づく援助方法の提案とその効果ー 水戸看護福祉専門学校 渡辺修宏

### ■■共催シンポジウム■■ 場所 6号館 2階 6203教室

■共催シンポジウム 10:00~12:00

(共催:日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会)

「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義からナショナルレベルへの展開」

コーディネーター 小原眞知子氏(日本社会事業大学)

コーディネーター 和気純子氏(首都大学東京)

発題者 志村健一氏 (東洋大学)

シンポジスト 木下大生氏(聖学院大学)

シンポジスト 石河久美子氏 (日本福祉大学)

シンポジスト ヴィラーグ・ヴィクトル氏 (日本社会事業大学)

■■休憩■■ ■■運営委員会■■

### ■休憩

12:00~13:00

■運営委員会(場所 6号館 2階 6217教室)

12:00~13:00

### ■■基調報告■■

場所 6号館 2階 6204教室

13:00~14:00

「「連帯経済」を紡ぎ出す社会的企業—中間支援組織の意味に注目して一」 講師藤井敦史氏(立教大学)

### ■■シンポジウム■■

場所 6号館 2階 6204教室

14:10~17:00

### 「ソーシャルアクションと社会的企業

-社会福祉学のイノベーションに向けて-」

シンポジスト 越知眞智子氏(こころみ学園)

シンポジスト 本木恵介氏(かものはしプロジェクト)

シンポジスト 大熊省三氏(関西学院大学)

コメンテーター 室田信一氏(首都大学東京)

コーディネーター 山田知子氏(放送大学)

コーディネーター 田嶋英行氏(文京学院大学)

### ■■総会・関東部会研究大会奨励賞授与式■■

場所 6号館 2階 6204教室

17:00~17:30

### ■■懇親会■■

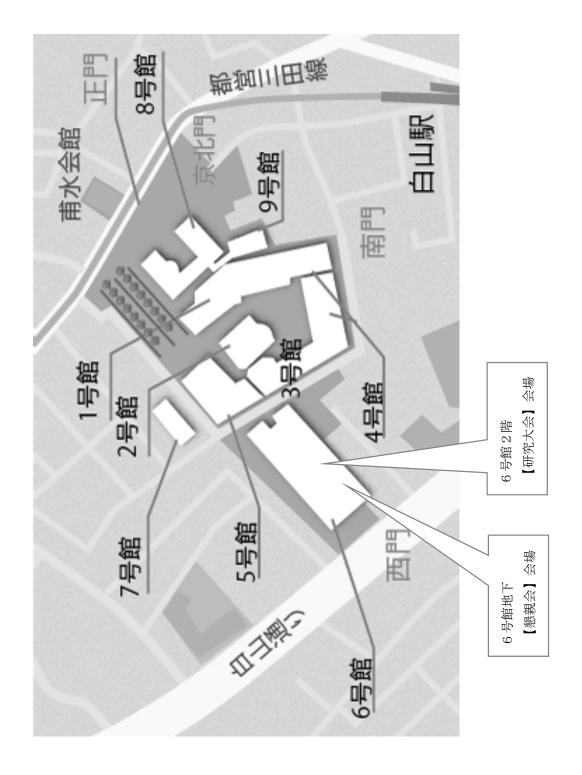
場所 6号館 地下食堂

18:00~

# 日本社会福祉学会関東部会 研究大会 全体プログラム

ブィラーグ・ヴィクトル(日本社会事業大学) ンーシャルワーク専門職のグローバル 定義からナショナルフベルへの展開 小原真知子(日本社会事業大学) 石河久美子(日本福祉大学) 共催シンポジウム 日本社会福祉教育学校連盟 社会福祉專門職団体協議会 和気純子(首都大学東京) 木下大生(聖学院大学) 6203教室 志村健一(東洋大学) 〇コーディキーター ロシンポジスト 〇発題者 共催: コーディネーター:山田知子氏(放送大学)、田嶋英行氏(文京学院大学) 12:00 **~**00:01 シンポジスト:越知眞智子氏(こころみ学園)、本木恵介氏(かものはしプロジェクト)、大熊省三氏(関西学院大学) 12ステップ系セルフヘルプグループの「聖地」化現象~関東エリアのミーティング開催状況調査より 認知症介護施設で利用者とのかかわりか ら職員は何を得ているのか~介護保険制 度以降の文献レビューから 介護過程における生活支援の実践~生 触法精神障害者犯罪による被害者への 福祉的支援~犯罪被害者支援に関する 文献レビューから 実習指導者が抱える援助困難事例への 実習生の取り組み~行動分析学的視点 に基づく援助方法の提案とその効果 第3分科会(6214教室) 渡辺修宏(水戸看護福祉専門学校) 岩田健(水戸看護福祉専門学校) 10:35 小早川希代子(上智大学大学院) 第2報告(萌芽的研究報告) 第3報告(萌芽的研究報告) 第4報告(萌芽的研究報告) 活を限定的にとらえる一考察 第1報告(萌芽的研究報告 柴山延子(上智大学大学院) 長縄洋司(東洋大学大学院) 第5報告(実践報告) 'ーシャルアクションと社会的企業 ~社会福祉学のイノベーションに向けて~ ~中間支援組織の意味に注目して~ 9:50 10:10 10:55 11:20  $10:15 \sim$  $10.35 \sim$ 1:00 ~08:30 9:50~ 越田明子(長野大学) 低所得高齢者の福祉的ニーズに対する 地域包括ケア~基礎自治体による生活支援ハウス運営の実際より 我が国の社会福祉領域におけるナラティ ヴ研究の発展系譜と時期区分に関する予 備的考察~系統的文献レビューと引用分 析を元に ホームレス支援を行う社会的企業の取り 組み~制度の狭間を繋ぐ社会的企業の 第2分科会(6213教室) 自由研究報告 第3報告(萌芽的研究報告 宮竹孝弥(東洋大学大学院) 道念由紀(上智大学大学院) 第1報告(研究報告) 第2報告(研究報告) -9一:室田信一氏(首都大学東京) 섻 **卧食·関東部会運営委員** 関東部会総会・奨励賞授与式(6204教室) 「連帯経済」を紡ぎ出す社会的企業大会シンポジウム(6204教室) 同行支援 講師:藤井敦史氏(立教大学 障害のある生活困窮者の実態および支援 の課題~アンケート調査による探索的研 清野絵(高齡・障害・求職者雇用支援機構) 知的・発達障害を持つ若者への支援~シ 知的障害者作業所成立の歴史的要因∼ 第1分科会(6212教室) **懇親会**(6号館地下食堂) **報告**(6204教室) 、ニー大学の取り組みから学ぶ 第3報告(萌芽的研究報告) 受付開始(6号館2階 原田玄機(一橋大学大学院) 一般就労との関係から 木口恵美子(東洋大学) 第1報告(研究報告 第2報告(研究報告 10:10 10:55 1:00~ 11:20 14:00 10:15~ 13:00 7:00∼ ~00:6 3:00∼ 4:10~ 17:30 ~00:81 2:00~ 0:30 ~

# キャンパス案内図



# 抄 録

### 第1会場 場所 6号館 2階 6212教室

9:30~10:10

- ①【研究報告部門】知的障害者作業所成立の歴史的要因
  - -一般就労との関係から-
    - 一橋大学大学院博士後期課程 原田玄機

10:15~10:55

- ②【研究報告部門】障害のある生活困窮者の実態および支援の課題
  - ーアンケート調査による探索的研究ー

高齢・障害・求職者雇用支援機構 清野絵

11:00~11:20

- ③【萌芽的研究報告部門】知的・発達障害を持つ若者への支援
  - ーシドニー大学の取り組みから学ぶー 東洋大学福祉社会開発研究センター 木口恵美子

■座長:小田美季氏(日本社会事業大学)

### 研究報告部門

### 知的障害者作業所成立の歴史的要因

――般就労との関係から―

一橋大学大学院博士後期課程1年 原田 玄機 (009041)

〔キーワード〕知的障害者福祉、作業所、就労

### 1. 研究目的

本研究は、日本の知的障害者のための居場所として、1970 年代から 80 年代に作業所が成立してきた要因を解明することを通して、日本の知的障害者福祉の特徴を説明する仮説を提出することを目的とする。

従来、日本の知的障害者福祉の特徴は、入所施設が多いことであるとされてきた。そのため先行研究では入所施設が増加した要因が議論され、角田(2014)は日本の知的障害者福祉政策は目標があいまいでなし崩し的に入所施設が増加してきたとした。しかし対人口比で比べると、脱施設化が進んでいるとされる米・英・北欧の施設規模が最大であった時期と現在の日本では、日本の入所者数が多いとは言えない(渡辺 2000)。実際には日本の知的障害者は、家族とともに暮らしながら作業所に通っているのが、現在の典型的な姿であると言えるだろう(厚生労働省社会援護局 2007 など)。では、なぜ作業所という場所に日本の知的障害者が多くいるのだろうか。

1970年代後半以降に作業所は増加し、その後障害者自立支援法が実施されるまでほぼ変わらないペースで作業所は増加している。そのためまずは1970年代から80年代に作業所が増えた理由が明らかにされなければならないだろう。しかし、既存研究では知的障害者がなぜ作業所に集まるようになったのかについて議論がされてこなかった。そのため、なぜこの時期に知的障害者がこの時期に作業所に集まるようになっていったのか、また、何らかの理由で知的障害者の居場所がこの時期に必要とされたとしても、なぜ作業所と呼ばれる就労施設が彼らの居場所として用意されたのかが明らかにされる必要がある。

### 2. 研究の視点および方法

上記の目的を達成するため、本研究では、当時行われた調査の分析を通した歴史的考察を行う。

その際、従来、分けて扱われてこなかった、中度の知的障害者が主に所属する作業所と重度の知的障害者が主 に所属する作業所とを分けて分析する。厚生(労働)省の調査では中度の障害者と重度の障害者の居場所がおお まかに分かれていることが示されているため、この手続きが必要だと言える。

そこで、中度の障害者に関しては、全日本精神薄弱者育成会から三木安正に委託調査された「コミュニティ・ケアの試行」から全国的な傾向を把握したうえで、心身障害者福祉作業所問題研究会(1974)を用いて詳細な分析を行う。重度の障害者に関しては、共同作業所全国連絡会(以下、共作連)の3回にわたる全国調査(『共同作業所全国連絡会加盟作業所・施設実態調査報告書』)を使用する。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会「倫理研究指針」に基づき配慮をした。

### 4. 研究結果

「コミュニティ・ケアの試行」からは、当時の作業所のうち 61%が「生活指導と作業を統合して実施」しており、55%がそこに通う知的障害者を「就職させたい」としていたことがわかった。さらに心身障害者福祉作業所問題研究会(1974)によれば、作業所には一度就労したものの失敗した人々と、そもそも就労できずに在宅にいた人たちがいたことがわかった。そのうえで、作業所に期待したことが、就労未経験者の親は「福祉作業所で、

できるだけ長い間、できれば生涯、働かせてもらいたいと思った」という人が多くを占める一方、就労経験者の 親は、当初は「一般の会社や事業所へ就職できるようにしてもらいたいと思った」とする人々も半数ほどいたも のの、再就職は難しく、時間が経過する中で「福祉作業所で、できるだけ長い間、できれば生涯、働かせてもら いたいと思った」とする人が増えていることがわかった。

一方、共作連の調査によれば、作業所設立の目的は「学校卒業後の進路保障」「在宅障害者対策」が多かったことがわかった。また、入所経路としても、「在宅」が 32%で 1 位、「障害児学校・学級」が 30%で 2 位であった。ただ、調査からは一般就労への希望も語られていた。

### 5. 考察

4. から、重度の障害者に限った場合、従来現場などで語られてきたように、作業所は卒業後の居場所の保障という問題のためにつくられていた一方、中度の障害者の場合には卒業後の居場所が必要になった人もいるが、もともと一般就労していた人々のそれまで従事していた職種が減少していったことで、この時期に代替的な訓練・働き場所としての作業所が必要とされていったことがわかった。

また、中度・重度の障害者を支える親・専門家に共通して、一般就労ができればかなえられるべき目標であったこと、ただ現実的には困難であるために福祉的就労の場所が求められたことが見て取れた。すなわち、もともとケアの場が選択肢として挙がっていたわけではなかったために、作業所という場所が用意されたのである。

以上から、知的障害者福祉研究に対しては、実際に知的障害者の居場所を提供した水準を分析する場合、一般 就労が目標とされていたことがわかった。ただなぜ一般就労が目標とされたのかということと、こうした就労へ の指向性が政策の水準とも共有されていたのかといった点は課題として残された。

### 参考文献

共同作業所全国連絡会編(1989)『共同作業所全国連絡会加盟作業所・施設実態調査報告書 第 9 次(1988 年度)』 共同作業所全国連絡会.

共同作業所全国連絡会事務局編(1987)『共同作業所全国連絡会加盟作業所・施設実態調査報告書――共作連第 6 次調査、1985 年 10 月実施』共同作業所全国連絡会.

共同作業所全国連絡会調査研究委員会編(1984)『共同作業所全国連絡会加盟作業所・施設実態調査報告書――共作連第4次調査. 1983年10月実施』共同作業所全国連絡会.

厚生労働省社会援護局(2007)「平成 17 年度知的障害児(者)基礎調査結果の概要」(2015 年 1 月 10 日取得、 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/titeki/index.html).

心身障害者福祉作業所問題研究会 (1974) 『心身障害者福祉作業所の実態と課題——心身障害者の保護就労の在り方について』.

角田慰子 (2014) 『知的障害者福祉政策にみる矛盾――「日本型グループホーム」構想の成立過程と脱施設化』 ぷねうま舎

渡辺勧持(2000)「日本におけるグループホームの成立と特質——欧米との比較」筑波大学大学院人間総合科学研究科博士学位論文.

「コミュニティ・ケアの試行」『精神薄弱者問題研究』1978年版.

### 研究報告部門

### 障害のある生活困窮者の実態および支援の課題 --アンケート調査による探索的研究--

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 清野 絵(8651)

〔キーワード〕生活困窮者、障害者、生活困窮者自立支援法

### 1. 研究目的

近年、2013 年のホームレスの自立支援等に関する基本方針の策定や 2014 年の生活保護法の改正、2015 年の生活困窮者自立支援法の施行等、生活保護受給者、低所得者、路上生活者等の生活困窮者への支援が社会的に重要な課題となっている。そして、このような生活困窮者のうち、生活保護受給者や路上生活者福祉施設滞在者の中に一定数の障害者がいること(ホームレスの全国調査検討会、2012; エム・アール・アイ・リサーチアソシエイツ株式会社、2014)、生活困窮者支援には障害に配慮した支援が必要であること(清野ら、2015)が指摘されている。しかしながら、障害のある生活困窮者の実態についての詳細な調査は少なく、障害のある生活困窮者の支援の実態や課題も明らかになっていない。そこで本研究では、生活困窮者の支援に資することを目的に、わが国における、①障害のある生活困窮者の実態、②障害者のある生活困窮者の支援の課題について明らかにすることとする。

### 2. 研究の視点および方法

本研究では生活困窮者を、先行研究(中村、2003; 竹島ら、2012)を参考に①生活保護受給者、②路上生活者、③帰住先のない刑事施設出所者、④住居喪失不安定就労者(ネットカフェで寝泊まりしている者等)、⑤低所得者、⑥福祉施設滞在者、等と定義した。方法として、先行研究から生活困窮者を支援している可能性のある機関の支援者を対象に自記式質問紙の郵送法により調査を実施した。調査票は選択式回答と自由記述式回答により構成された。調査票の発送先は住所を公開している生活困窮者を支援している可能性ある機関 1,500 ヶ所とした。具体的な発送先の機関は、生活困窮者対策の自立相談支援事業実施機関 477 ヶ所、福祉事務所 256 ヶ所、精神科クリニック・診療所 57 ヶ所、無料低額診療所 251 ヶ所、無料低額病院 86 ヶ所、高次脳機能障害支援拠点機関 105 ヶ所、ホームレス支援全国ネットワークに加入している路上生活者支援団体 67 ヶ所、反貧困ネットワーク関係機関 10 ヶ所であった。標本は全数または無作為抽出とした。なお福祉事務所と精神科クリニック・病院については大都市圏(東京都、大阪府、神奈川県、愛知県)の全数とした。回答者は各機関で生活や自立、医療や就労支援を行っている主担当者とした。回答は 350 機関、回収率は約 23.3%であった。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター調査研究倫理審査委員会の承認を得た。また調査は日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、調査にあたっては匿名性と人権等に十分な配慮を行った。

### 4. 研究結果

### (1)機関種類

回答者の所属機関の機関種類は、福祉事務所 85 ヶ所、精神科クリニック・診療所 57 ヶ所、社会福祉協議会 55 ヶ所、生活困窮者自立支援法の委託機関 38 ヶ所、路上生活者の支援団体 4 ヶ所、精神科病院 4 ヶ所、障害者就労支援センター3 ヶ所、その他 55 ヶ所、複数該当 49 ヶ所であった。

### (2)回答者の職種及び資格

回答者の職種及び資格は、社会福祉士 31 名、医師 28 名、社会福祉主事 23 名、就労支援員 16 名、精神保健福祉士 13 名、相談員 13 名、保健師 9 名、現業員(ケースワーカー)7 名、相談支援専門員 7 名、看護師 3 名、生活相談員 3 名、医療ソーシャルワーカー2 名、サービス管理責任者 2 名、ケアマネジャー2 名、就労支援コーディネーター2 名、作業療法士 1 名、臨床心理士 1 名、なし 14 名、その他 12 名、複数該当 161 名であった。

### (3) 障害のある生活困窮者の実態

平成27年4月時点の利用者について、①全利用者数、②全利用者のうち生活困窮者の数、③全利用者のうち障害のある生活困窮者の数を表1に示す。

次に①障害のある生活困窮者への相談・支援の内容、②生活困窮状態別の利用者の内訳、③障害種類別の利用者の内訳について、「日常的に対応」と回答した割合を表 2 に示す(重複回答)

### (4) 障害のある生活困窮者への支援の課題

障害のある生活困窮者への支援の課題について、本人の課題と本人以外の課題について「課題のある利用者は 多い」と回答した割合を表3に示す。

表 1 平成 27年4月時点の利用者の内訳

団体種別	全利用者	生活困窮者	障害のある生活困窮者
路上生活者等の支援団体	257.0±247.6 名	257.0±247.6 名	27.0±24.4 名
高次脳機能障害者支援センター	252.7±226.7 名	30.3±15.8 名	18.3±11.0 名
生活困窮者自立支援法の委託機関	183.0±70.8 名	104.9±44.4 名	12.7±5.2 名
福祉事務所	209.8±89.3 名	93.8±73.8 名	16.8±11.3 名
社会福祉協議会	73.0±26.9 名	57.2±26.2 名	15.7±5.9 名
精神科病院	52.5±45.9 名	26.0±21.6 名	23.5±22.2 名
精神科クリニック・診療所	480.4±178.6 名	200.0±143.6 名	47.7±20.3 名
その他	100.9±37.4 名	18.7±7.8 名	6.4±2.7 名

### 表 2 日常的に対応している相談・支援や利用者の内訳

相談・支援の内容		生活困窮状態別の利用者		障害種類別の利用者	
生活困窮状態(生活保護等)	46.4%	生活保護に至るおそれのあ る低所得者	58.7%	精神障害	45.9%
日常生活や社会生活	45.3%	65 歳以上の高齢者	51.9%	障害の疑いがあるが明確でない	38.5%
就職•再就職	31.1%	生活保護受給者	41.6%	発達障害	27.4%
入院、在宅療養	17.1%	母子家庭の母親	35.9%	知的障害	26.5%
離職、退職	13.7%	若年無業者(ニート)	25.6%	高次脳機能障害	13.1%
休職と復職	12.5%	ひきこもり	24.5%	内部障害	12.8%
就職後の職場適応	11.1%	住居喪失不安定就労者	18.5%	肢体不自由	10.3%
職業訓練や資格取得	9.4%	福祉施設滞在者	10.5%	難病、小児慢性特定疾病	8.5%
学校の進路相談	6.0%	路上生活者	8.8%	視覚障害	4.6%
		刑務所または少年院等の出 所者	6.8%	聴覚障害	4.0%

### 表 3 課題のある利用者が多い課題

課題の内容(本人について)	解決はとても困難	支援により解決・改善可能
病識がない、または障害受容が進んでいない	33.3%	33.3%
支援を受けることについて否定的	20.2%	38.7%
障害者手帳の取得に否定的	8.0%	43.6%
生活保護の受給に否定的	6.6%	40.7%
課題の内容(本人以外)	解決の必要性が高い	解決の必要性が低い
支援のための制度の整備が十分でない	47.0%	10.8%
支援者に障害者支援の知識が少ない	37.0%	16.0%
部署内の人員が少ない	35.3%	16.2%
支援者に就労支援の知識が少ない	35.3%	16.5%
支援者に生活困窮者支援の知識が少ない	33.9%	14.8%
支援者に自立・生活支援の知識が少ない	33.3%	15.1%
関係機関との連携が十分でない	33.3%	14.8%
関係者の障害への理解が少ない	33.0%	17.9%
関係者の生活困窮状態への理解が少ない	31.3%	17.9%
部署内の支援のための予算が少ない	29.1%	16.2%

### 5. 考察

本研究は障害のある生活困窮者の実態や支援の課題を把握するための探索的研究である。表 1 の結果から、多 様な機関において障害のある生活困窮者への支援が実施されている実態が示された。また、表 2 の結果から、相 談・支援の内容として、生活困窮状態や日常生活や社会生活、また様々な就労についての相談・支援の必要があ ること、生活困窮の状態としては、低所得者、高齢者、生活保護受給者、母子家庭の母親等の割合が高いこと、 障害種類としては精神障害、障害の疑いあり等が多いことが示唆された。また、表 3 の結果から、本人について の課題では、病識がない、または障害受容が進んでいないことや、支援を受けることについて否定的であること 等が多く、支援者が解決が困難と考える場合もあることが示唆された。また本人以外の課題としては、制度の整 備や、支援者に支援に必要な様々な知識が少ないこと等が解決の必要性が高いことが示唆された。本研究の限界 として、機関ごとの利用者数に重複がある可能性、障害の判定が支援者の持つ情報や判断に基づくことが挙げら れる。今後の展望として、より厳密な実態調査による詳細な実態や問題構造の把握、効果的支援の内容の明らか にし知識や理解の普及啓発を行い効果を検証することが考えられる。最後に支援への示唆として、ソーシャル・ アクションによる制度の整備や予算の拡充、人員の整備、支援者への研修等による必要な知識・スキルの普及、 普及啓発活動による関係者への障害や生活困窮状態への理解の促進が、問題解決に効果的である可能性がある。

### 引用文献

- 1)ホームレスの全国調査検討会 (2012) 「平成 24 年度 ホームレスの実態に関する全国調査検討会報告書」ホームレスの全国調査検討会 2)エム・アール・アイ・リサーチアソシエイツ株式会社 (2014) 「平成 25 年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金 社会福祉事業 生活困窮者支援体系におけるホームレス一時宿泊事業等に関する調査研究報告書」エム・アール・アイ・リサーチアソシエイツ株式会社.
- 3) 清野絵・春名由一郎 (2015) 「精神障害のある生活困窮者への就労支援の動向と課題:文献レビュー」平成26年日本職業リハビリテーション学 会第 43 回東京大会プログラム・発表論文集、pp. 174-175.
- 4)中村健吾(2003)「第 I 編 EU 第 3 章ホームレス問題の輪郭」、 小玉徹・中村健吾・都留民子・平川茂(編著)『欧米のホームレス問題 実態と
- 政策 上 』、pp. 18-22. 法律文化社. 5)竹島正・的場由木・川野健治・趙香花(2012)「欧米を主とした諸外国の精神保健医療福祉政策の調査、評価―韓国・中国との比較としての、日本の困窮者とメンタルヘルス―」平成23年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業)「精神障害者への対応への国際比較に関 する研究! 分担研究報告書.

### 知的・発達障害を持つ若者への支援 ~シドニー大学の取り組みから学ぶ~

東洋大学福祉社会開発研究センター 研究支援者 木口恵美子 [キーワード] 知的障がい、教育、支援

### 1. 研究目的

国連の「障害者の権利に関する条約(以下障害者の権利条約)」24条は、障がいを持つ人の教育を受ける権利について定めており、締約国に対して教育の機会、インクルーシブ教育、生涯教育等の保障を求めている。

身体に障害を持つ人に比べて、知的・発達に遅れを持つ人が高等学校や特別支援学校高等部卒業後に教育を受け続ける機会は少なく、また、試験を受けて大学に入学しても大学生活について行けず、退学や休学をする発達障害を持つ学生への支援が課題となっている。本研究では、知的・発達に遅れがある人の高等教育を受ける権利の実現に向けた国内外の取り組みと、そこで行われている支援について考察を行う。

### 2. 研究の視点および方法

知的・発達に遅れがある人の高等教育へのアプローチとして、教育と福祉のアプローチに着目し、教育の取り組みとして、先進的なオーストラリアシドニー大学のインクルーシブエデュケーションプログラム(IEP)を、福祉の取り組みとして日本の社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会によるカレッジの取り組みを取り上げ、目的、概要、支援、成果及び課題について、文献、現地の研修資料やインターネットよって得られた資料をもとに分析・考察を行う。

### 3. 倫理的配慮

文献に基づく研究を行うにあたっての引用等の扱いについて、日本社会福祉学会の研究倫理指針及び日本社会 学会投稿要領を遵守する。

### 4. 研究結果

国内の社会福祉法人の福祉型大学とシドニー大学の IEP の目的、概要、支援、成果と課題を以下の表にまとめた。

	目的	概要	支援	成果と課題
社会福祉法人	忍耐、個性、協調性、	4年間	・支援教員による授業	(+)本人の成長、自信
鞍手ゆたか福祉会	折れない心(レジリ	自立(生活)訓練+	・生活、文化・芸術、	(一)学校教育法に基
:カレッジ	エンス)、社会人育成	就労継続支援	経済、労働など	づく学び、生涯学習等
シドニー大学	インクルージョン、	2年間	<ul><li>複数のメンターによ</li></ul>	(+)一般学生、学校側
: IEP	パーソンセンター	講義と個人指導を受	る、学生生活と学習の	の障害理解、本人の自
	ド、	ける	個別支援	信
	社会経験の機会	単位履修としない	・本人の関心に基づく	(一)予算・継続性、終
			課題の達成	了後の進路等

### 5. 考察

IEP で、複数の学生がチームとなり個々の学生を支える仕組みは、一般学生、IEP の学生双方に良い影響を及ぼすと共に、インフォーマルな人間関係の構築にも効果的であり、障害者権利条約12条の支援された意思決定でも目指されている、インフォーマルなサポートネットワークの構築の実践例として捉えることが可能である。

また、どちらにおいても修了後の進路として就労が目指されているが、雇用されることに捉われず、個々の特性、希望、強み、生活様式等に対応する個人事業等も視野に入れた柔軟な発想や取り組みと、個人の選択や管理の拡大を可能にする施策が求められていると思われる。

### 第2会場 場所 6号館 2階 6213教室

9:30~10:10

①【研究報告部門】低所得高齢者の福祉的ニーズに対する地域包括ケア

-基礎自治体による生活支援ハウス運営の実際より-長野大学 越田明子

10:15~10:55

②【研究報告部門】ホームレス支援を行う社会的企業の取り組み

一制度の狭間を繋ぐ社会的企業の同行支援ー 東洋大学大学院博士後期課程 宮竹孝弥

11:00~11:20

③【萌芽的研究報告部門】我が国の社会福祉領域におけるナラティブ研究の発展系譜と時期区分

に関する予備的考察

―系統的文献レビューと引用分析を元にー

上智大学大学院博士後期課程 道念由紀

■座長:荒井浩道氏(駒澤大学)

### 研究報告部門

### 低所得高齢者の福祉的ニーズに対する地域包括ケア -基礎自治体による生活支援ハウス運営の実際より-

長野大学 越田 明子 (4581)

[キーワード] 低所得高齢者、自治体福祉施策、生活支援ハウス運営事業

### 1. 研究目的

近年、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築は、基礎自治体の課題となっている。しかし多様なニーズに応えるシステムづくりは、地域特性や社会資源に左右され自治体間に差が生じやすい。また 1980 年代以降、財源の都合上、対象や機能を柔軟に変容できる自治体独自の福祉施策は展開しにくい状況が続いている。一般に、市町村による高齢者の支援は介護保険サービスが中心であり、制度の隙間をうめる自治体独自の包括的な福祉施策の例は少ない。とりわけ、福祉の民営化や応益負担施策の定着によって、低所得高齢者の福祉ニーズに対する施策整備などの公的責任のあり方は基礎自治体の裁量にゆだねられ、実際には低迷している様子もある。本報告に先立ち、基礎自治体の介護・福祉運営のあり方について検討するために、自治体独自の福祉施策である「生活支援ハウス(以下、支援ハウス)運営事業」に着目し、支援ハウスの設置が多いA県の30自治体(41施設)を対象に継続調査を実施してきた。支援ハウスは、ひとりで生活するには不安のある高齢者を対象とし、生活援助員を配置して、介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供する居住型施設である。国の福祉政策変遷過程において様々な意図をもって取り上げられ、90年代のゴールドプランでは過疎地域に限定していたため小規模自治体で多く整備され、ゴールドプラン 21では地域限定を解除し介護保険の受け皿として全国で設置が推奨された施設である。そして市町村が運営主体であるため、国の法令や通知に規定される介護保険事業と比較すると、住民ニーズと地域資源に合わせ柔軟に運営できる福祉施策の一つである(越田 2014, 2015)。

A県の支援ハウスを設置している自治体の状況をみると、地域固有のニーズにより自治体特有の政策判断で施設整備が進められていた(越田 2014). また支援ハウスの運営を通し、①地理的自然環境要因に起因した移動や居住ニーズに応える機能、②低所得者に配慮した居住機能、③虚弱者への生活支援・介護支援機能、④災害や虐待からの緊急保護機能、⑤家族の代替機能の5つの機能を整備して高齢者のニーズに応えていた。とりわけ応能負担による利用は当初から低所得高齢者に対して特別に配慮していた。これらの取り組みは、自治体独自の裁量に基づく施策の機能でもあり、包括的ケアのための介護・福祉運営に期待されるものであると考察した(越田 2015).

以上から、個別性の高い低所得高齢者の福祉的ニーズに対する施策運営のあり方について、A県以外の地域においても汎用可能であるか検討することが課題となった。ゆえに本研究の目的は、A県の例を踏まえ他県の運営状況を確認し、低所得高齢者に配慮した自治体独自の包括的な施策運営のあり方と課題を探ることである。

### 2. 研究の視点および方法

全国の中でも支援ハウス設置が多いA県は小規模な過疎自治体も多いが、ゴールドプラン 21 で設置した自治体もあり、おおむね全国の状況を網羅していると予測する。しかし、A県と異なる都市もしくは類似の環境にある支援ハウスの運営状況や地域包括ケアシステムにおける位置づけについては推測できない。したがって、対象自治体の選定は、全国約 560 の支援ハウス(報告者による 2009 年度調査)のうち、2000 年以降に設置した施設をピックアップし、さらに主要な公共交通機関から施設までの距離、市街地地区の有無なども加味した。一方で自治体ホームページによる情報公開量や少数ではあるが事業評価報告も参考にして 12 自治体をあげた。あわせてゴールドプランで施設整備した 2 自治体を比較自治体として加え、計 14 のA県以外の自治体を対象に、2013 年度に自治体担当者に電話にてヒアリングを実施した。そして、協力を得た 2 自治体と 1 比較自治体の担当課と委託・指定管理事業者を訪問し、半構造化インタビューを実施した。質問内容は、A県調査と同様に設置背景および運営状況(運営形態、運営費、設置目的、入居条件、入居理由、入居者の特徴、退去理由、課題など)と、A県調査

で得た成果(対応ニーズと機能)について当該自治体ではどのような状況にあるか確認した.

### 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の倫理規定に基づいて行った。研究対象は、自治体における施設の設置運営の実際であり、個人を特定するデータの取り扱いはない。また各自治体への協力依頼時には、研究目的とデータおよび資料使用時の配慮、結果の匿名性保持について文書を添えて説明し了承を得た。

### 4. 研究結果

[入居者のニーズ] 国の当初目的の通り、すべてが「ひとり暮らしに不安のある人や家族のいない高齢者」を対象としていた。多くが自立もしくは要支援を対象とし、要介護状態になると退去しなければならない条件にあった。 A県で新たなニーズとしてあげられた「適切な住居がない、虐待、家族問題」を理由に支援する自治体が多かった。一方で緊急保護や家族代替の機能については、自治体内の他施設が対応しているという自治体もあった。

[低所得者対応] すべての自治体で利用料は応能負担によるものだった(国の当初の上限 50,000 円). 設置目的 や運営において「低所得者に対する配慮」もしくは「低所得高齢者が利用できる施設は支援ハウスしかない」と 4 自治体があげていた. また行政の立場としては「低所得者に限定した施設ではない」としていても、結果として利用料が無料もしくは少ない、すなわち低所得高齢者の入居が多いという状況であった. 養護老人ホーム入所 待機や生活保護受給となり住まいが確定するまでの一時利用などもあった. 相談時の対応として、まずは有料老人ホームやサービス付高齢者住宅を探すよう説明していることや、段差の多い公営住宅入居者から住み替え目的の問い合わせがあるという回答もあった. しかし終の棲家ではないため「使い勝手が悪い」という意見もあった.

[自治体-民間関係と費用負担,機能変容と縮小・廃止]運営主体である自治体窓口への利用料支払いは応能負担であるが,委託・指定管理事業者へは定額利用料(管理料)が必要である施設があった.1 自治体が別途月額 5 万円を,1 自治体が施設側の要望により 10 万円強を要していた.ゆえに,応能負担が前提であっても低所得者は利用できない状況にあった.そして設置後 10 年以上経過し,前述 2 施設を含む 3 自治体が機能の縮小や廃止を決定していた.理由として,設置当初は国庫補助金による整備や運営であったが,2006 年度からの運営費の一般財源化による縮小や,委託施設が要望する利用料を支払えない高齢者は退居せざるを得ないため運営維持が難しいこと,市町村合併により複数施設の運営となったため一施設を目的変更し運営の効率化を図るなどあげられた.

[訪問調査] 訪問調査した自治体の利用者のうち約 6 割が利用料 0 円であった. 8 割は 1 万円以下であり、A県 と同傾向にあった. またA県同様に新たなニーズへの対応がみられていた.

〔比較自治体〕A県と同じく, 高齢化が進行する過疎山間地の1自治体は住民の要望もあり施設を増設していた.

### 5. 考察

支援ハウスの運営を通して、各自治体は自治体独自の裁量に基づく施策運営をしていた。A県では、居住機能は制度開始から一貫して過疎地域のニーズに応え、生活支援機能や介護支援機能は高齢化の進行とともに拡大していた。またA県での保護機能や代替機能は新たなニーズへの対応であり、自治体にとっては潜在的機能でもあり残余的な福祉機能であった。今回の対象自治体においては、自治体内に整備された施策が担える機能もあり、支援ハウスはさらに制度化されていないニーズに対応するよう機能していた。そして応能負担による制度運用は、低所得高齢者の福祉的ニーズに対し包括的に支援することと、副次的にも低所得者への配慮を可能にしていた。今回の対象自治体では、結果として選別された高齢者の利用が多くなっていたが、これは公的責任としての支援ハウスの有効活用例といえるだろう。しかしA県と異なる点として、福祉施策の応能負担の一方で、民間委託による高額な定額利用料負担という矛盾した構造があることも明らかになった。これは本来の目的から乖離していった運営でもあり、80年代以降の社会福祉基礎構造改革の功罪をみることになり、自治体独自の包括的な施策運営の課題となった。今後は、さらに対象を拡大してより一般化した包括ケアの施策例として示す必要がある。

文献:越田明子(2014)「国の福祉政策と自治体による施策の実施過程に関する研究―生活支援ハウスの設置をめぐって」『社会福祉学』55(3),12-28. 越田明子(2015)「自治体福祉政策の実施過程における『生活支援ハウス』の意義―その設置目的と実際の機能」『東洋大学大学院紀要』51,115-140.

### 研究報告部門

### ホームレス支援を行う社会的企業の取り組み 一制度の狭間を繋ぐ社会的企業の同行支援—

東洋大学大学院 博士後期課程1年 宮竹 孝弥 (8254)

[キーワード] 公的扶助、就労支援、安定した住居

### 1. 研究目的

今日、社会福祉の対象は拡大し、変容している。わが国の格差・不平等は拡大しており、労働市場において不利な人々は、高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給者、職につけない若者等、多様である。世界的に職に就く環境が劣化しており、近年では自力で職に就けない人々が増加している。このバルネラブルな人々の支援のために、就労支援に取り組む社会的企業の活動に注目し研究対象とした。今回は、特にホームレス支援を行うNPO団体の取り組みを調査し整理を行った。わが国において、先駆的な開発者・団体によって独自の取り組みを展開した社会的企業といえる団体の支援を概観する。このようなバルネラブルな人々のために、社会的企業の活動が、世界で広がっている。これらの社会的企業の活動では、営利目的よりは就労機会の創出や社会福祉を目指している。世界的には社会的企業の法制化が進み就労支援が変化しているが、わが国では社会的企業の法制化は未定である。国内では、社会福祉援助の縦割り各分野における関連制度の展開に留まり、ホームレス支援の整理を行い、法の間を横断的に共通する課題を取り上げ、支援方法への整理と考察に取り組んだ。

### 2. 研究の視点および方法

(研究の視点) 2015年より本格実施された生活困窮者自立支援法は、必須事業として自立相談支援事業を提案しており、「中間的就労」の推進が提案されている。就労支援の3つの政策、中間的就労など就労機会の提供、包括的伴走型支援、就労意欲を高める措置である。生活支援戦略の宮本太郎部会長は就労支援と中間就労について、言及しており(2013)「社会的企業」の活動にも「中間的就労」との強い関連性を見だしている。中でも注目された釧路市のボランティア体験による独自の自立支援プログラムで、中間的就労による就労支援である。この就労支援にあたった櫛部(2012)は、就業に失敗体験を持つ人の「自尊感情の回復」が目的で支援の優先的な課題であるとした。古川(2012)はわが国のセーフティネットを4層に整理し、公的扶助受給直前の層をトランポリンシステムとした。具体的な施策では生活福祉資金の貸し付け、住宅支援などをあげている。ホームレスへの就労支援は、ホームレス自立支援法があるとは言え、長期的な解決策はなく支援団体は独自の取り組みを行っている。また古川(2012)は、多様な課題と支援を必要な現代の社会福祉をブロッコリー型社会福祉構造としており、具体的な解決策を持たないホームレス支援は、「制度の狭間」にあり、あの手この手で使えるものは何でも使う状態と言え、まさにブロッコリー型社会福祉構造を展開している。すなわち生活困窮者自立支援法、生活保護法のみならず、介護保険法、障害者総合支援法、地元自治体独自制度まで、個別対応を強化してきている。

(研究の方法)研究にあたり、文献調査、現地見学、インタビュー調査等を行った。調査は質的調査に分類される。分析にあたってはグレイザー版グランデッド・セオリー・クラシックよる。GT は仮説設定せず、データに

ついてはインタビューだけではなく、対象に関わる全てがデータとして、コーディングを行う。このことにより、 その他の調査よりも支援の大きな構造研究も可能になると思われる。

### 3. 倫理的配慮

なお本調査は、東洋大学24年度倫理審査委員会の承認を得ている。日本社会福祉学会の倫理規定に基づき、個人情報の保護と人権尊重に留意し慎重な配慮を行った。今回取り上げる団体からは、特に匿名性を求められていないが、慎重を期して団体名・活動拠点地名等を匿名とした。

### 4. 研究結果

Aはボランティアによる炊き出しから開始しNPO活動。ホームレスの支援の相談にから、生活保護申請に同行する。地域でミーティングを開始し宿泊提供施設の設置を行う。路上から就労の理念を掲げる。次に生活支援、軽度な就労開始、ケア付き就労支援へと展開した。さらに当事者の高齢化による介護支援、単身認知症高齢者を支援する住宅支援、看取り支援までと展開している。

Bはホームレス(社会的孤立)だけでなく、ハウスレス(経済的困窮)の支援を行い、当事者のそれぞれの段階で伴走型支援を行った。ホームレス支援センターの開所、就労継続施設、無料低額施設、就労店舗の開店,死後の納骨、保管を行ってきた。

資料やインタビューのコーディング、整理により、ホームレス支援団体の当事者への活動を「同行支援」と位置付けた。

### 5. 考察

(社会的企業によるホームレス支援の経路)

・(支援団体と出会い)ホームレスから生活困窮者支援へ/ (生活保護申請) ホームレスから支援者が福祉事務所へ同行し生活保護受給者へ/ (障害手帳) 元ホームレス生保受給者から支援者が医療機関等へ同行し障害者手帳を取得。/ (生活保護他法活用) 生保受給障がい者としてNPOの運営する就労継続支援利用者へ/ (時に医療扶助を併用し)疾病の回復と依存症への取り組み/ (住宅施策の活用) 就労継続支援利用者として住宅確保し安定した社会生活へ/ (雇用) 会社面接に同行したり、社会的企業の創出する就労に参加へ/ (同行の終焉) 元ホームレス当事者から現ホームレス支援者 (ピア・サポーター) へ

特色としては、①社会的企業が当事者に個別に相応しい社会資源へと結ぶ媒介機能を持つこと。

- ②社会的企業がパートナーとして、「同行支援」を行っている。
- ③路上生活を改善するために、社会的企業による「社会的企業介入」を実施している。

(引用文献) 古川考順(2012) 『社会福祉の新たなる展望』(2012) ドメス出版

(参考文献)藤井敦史・原田晃樹・大高研道編著(**2013**)『闘う社会的企業 —コミュニティ・エンパワーメントの担い手』勁草書房。

### 我が国の社会福祉領域におけるナラティヴ研究の発展系譜と時期区分に関する 予備的考察—系統的文献レビューと引用分析を元に—

上智大学大学院博士後期課程3年 道念 由紀(008719)

[キーワード] ナラティヴ、社会福祉、系統的文献レビュー

### 1. 研究目的

1990 年代半ばに我が国の社会福祉領域へ社会構成主義の思想やナラティヴ論が紹介されてから約 20 年が経過し、現在では「ナラティヴ」を用いた研究も物珍しいものではなくなった。特に近年では専門職養成の為の複数の基本的教書がナラティヴ・アプローチを取り上げており、今やナラティヴ論は学術的側面のみならず実践への応用という臨床的側面が期待される時期に至ったかに見える。

だが一方で、ナラティヴ研究は議論の乱立や用語の定義の不明確さ、研究成果の統合の不十分さといった複数の問題点を指摘されている。その為、本研究ではそれらの問題の克服に向け、系統的文献レビューの手法を用いて本邦におけるナラティヴ研究の動向と発展系譜の考察、現状の概括と今後の課題を見出すことを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

国内で発行された論文・著書を対象とした系統的文献レビューを行った。文献検索ではデータベース検索 (2014年 11 月末実施)を基軸として、雪だるま方式による引用・参考文献欄からの該当書の検索と、頻出著者名を使用した著者検索の3つの手法を用いた。抽出文献は選択基準に基づき採択の可否を判断した。

分析では Judith Garrard のマトリックス方式を参考にレビュー・マトリックスを作成し、対象文献の内容を整理した。また、Christopher Hart や大木秀一らの手法を参考として、類書間の引用・被引用、参考・被参考関係を測る引用分析を行い、各関係を図示化するネットワーク・ダイアグラムを作成した。

### 3. 倫理的配慮

本研究は文献研究である。日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守し、文献の出典を明記した上で、著作権に 配慮した研究発表を行う。引用・参考文献名は紙幅の都合上、当日発表資料に記載する。

### 4. 研究結果

上記の検索・選定過程を経て、最終的には 69 件の文献をレビュー対象として採択した。抽出文献のうち最も出版年月が古かった野口裕二 (1995) から検索時点で最も新しかった杉原俊二 (2014) まで、5年ごとに4つの時期区分へ分類し、研究数、研究方法、研究テーマ、使用された用語や定義等の動向を測った。結果として、総合的な研究数は第2期である 2000 年代より漸増傾向にあり、理論/実証研究の内訳では 2004 年までは理論研究数が多かったが、第3期の 2005 年以降は実証研究数が理論研究数を上回るようになり、実証面への関心の高まりが見られた。研究テーマは 32 の小カテゴリと 13 の大カテゴリが見出され、経年的に研究テーマの多様化や様々な対象への汎用化が見られるようになった。引用分析では、野口裕二 (1995) や木原活信 (2000) が最も引用・参考回数が多く、その後のナラティヴ研究を牽引する Seminal papers の役割を果たしたと推察される事が解った。

### 5. 考察

研究結果から4つの時期区分の特徴を検討し、第1期(1995~1999年)を欧米や豪州の理論導入と吟味が始められた導入期、第2期(2000~2004年)を理論/実証両側面において模索と多様化が始まった模索期、第3期(2005~2009年)を研究数の増加、研究内訳の傾向の固定化、実践への志向性等が見られた成立期、第4期(2010~2014年)を前期の特徴を踏襲した発展期と位置付けた。現状の概括では、対象の汎用化、実践への応用の志向性、理論-実践-研究の多面的活用、学際性の高さと多義性の4つの特徴を見出し、ナラティヴ研究の有意性と共に今後の課題としての体系性の確保と理論的基盤の盤石化の必要性を指摘した。

### 第3会場 場所 6号館 2階 6214教室

9:30~9:50

①【萌芽的研究報告部門】認知症介護施設で利用者とのかかわりから職員は何を得ているのか - 介護保険制度以降の文献レビューから-

上智大学大学院博士前期課程 柴山延子

9:50~10:10

②【萌芽的研究報告部門】介護過程における生活支援の実践

ー生活を限定的にとらえる一考察ー 水戸看護福祉専門学校 岩田健

10:15~10:35

③【萌芽的研究報告部門】触法精神障害者犯罪による被害者への福祉的支援

-犯罪被害者支援に関する文献レビューから-上智大学大学院博士前期課程 小早川希代子

10:35~10:55

④【萌芽的研究報告部門】12 ステップ系セルフヘルプグループの「聖地」化現象

ー関東エリアのミーティング開催状況調査よりー 東洋大学大学院博士前期課程 長縄洋司

11:00~11:20

⑤【実践報告部門】実習指導者が抱える援助困難事例への実習生の取り組み

ー行動分析学的視点に基づく援助方法の提案とその効果ー 水戸看護福祉専門学校 渡辺修宏

■座長:山口麻衣氏(ルーテル学院大学)

# 認知症介護施設で利用者とのかかわりから職員は何を得ているのか

一 介護保険制度以降の文献レビューから—

上智大学大学院博士前期課程1年 柴山 延子

上智大学 岡 知史 (00248)

[キーワード] 認知症高齢者、職員、かかわり

### 1.研究目的

わが国の高齢化により、認知症およびグレーゾーンといわれる経度認知障害(MCI)が増加している。介護保険施設において も、利用者の 9 割以上が認知症であり、心身の介護とともに、認知症ケアも重要な課題となっている。施設で介護を担う職員の 研究に関しては、負担感やストレスによるバーンアウトや離職の要因に焦点をあてたもの、組織運営やリーダーシップに着目し たものが見受けられる一方、やりがいや有能感との関連要因を探索するものや、ケアの評価尺度の検討を目的とするものなど 多岐に及んでいる。しかし、認知症高齢者と職員のかかわりや関係性そのものに注目した研究は少ない。そこで本研究では、 施設職員が認知症高齢者とのかかわりから何を得ているのかに着目し、介護保険制度以降の文献レビューをおこない、これま でに得られている知見を明らかしたい。

### 2.研究の視点及び方法

本研究では、認知症高齢者と施設職員のかかわりに視点を置き、国内の高齢者・介護・看護・医療分野等の専門誌ならびに 専門図書、行政サイトから、「認知症高齢者」「職員」「かかわり」をテーマとする書籍、論文、報告書及びデータを選定した。文献 の検索では、論文検索サイト「CiNii」及び「医中誌 web」を利用した。

### 3.倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理方針」に基づき倫理的配慮を行った。

### 4.研究結果

### 【実践・観察・インタビューによる研究】

患者の抵抗時におけるケアのかかわりの特性や、利用者の不同意メッセージに気づき BPSD を回避した介護職員の対応を 明らかにしたもの、認知症高齢者の非言語情報を察知しケアの同意や評価として捉えた事例、介護職員の体験構造を相互作 用の視点から明らかにした研究など、ケアの困難性に関するものがみられた一方、ケアを通じて認知症高齢者が経験している 世界を明らかしたもの、アクシンョリサーチにより認知症高齢者に肯定的なかかわりを促し相互作用を効果として分析した研究 等がみられた。

### 【質問紙調査】

ケア効果による利用者の変化を階層構造的に捉えた研究、会話ができない重度の利用者に対する介護者の認識、生活歴の 把握の現状と認知症高齢者に抱く感情・思いの関係をみるものや、有能感を高めることで介護職員の感情的負担感の軽減に 寄与することを明らかにしたもの、認知能力の把握やコミュニケーションの心がけを施設比較によって研究したもの等があった。

### 5.考察

先行研究では、認知症高齢者の世界や認知症ケアの効果を捉えようとするものから、看護・介護職員がどのようにかかわり、 実践に結び付けているかを明らかにするもの、仕事の有能感を利用者との関係や成人期の発達課題であるジェネラリヴィティと の関連から捉えようとする研究など、よりかかわりを指向するものへ広がりをみせていた。認知症高齢者への全人的なケアが理 念とされ、施設職員に求められる能力が知識・技術にとどまらなくなったことも考えらえる。

一方、認知症ケアのあり方が変化する中で、「認知症高齢者に対し否定的な感情・思いを抱くことは自然なことであることを自 覚し、むしろ、否定的感情と向き合い、感情・思いをコントロールすることが重要である」、「介護の場を静止点ととらえず動的な 場ととらえる視点を持つことで、介護をより統合的に捉えることができ、介護職員としてのジレンマ軽減や利用者理解の糸口とな るのではないか」という指摘もみられた。認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる 社会の実現が目指されており、常日頃かかわりを持つ職員が認知症高齢者から何を得ているのかを研究することには意義があ ると考える。

### 介護過程における生活支援の実践 生活を限定的にとらえる一考察

水戸看護福祉専門学校 岩田 健 (6037)

[キーワード] 介護過程, 生活支援, 生活障害

### 1. 研究目的

本研究は、介護実践における思考の過程である介護過程をもとに、介護サービス利用者(以下、利用者)の生活支援について、先行研究を整理しその概念を明らかにするものである。生活支援とは「個人や家族の生活ニーズのうち充足されえなかった部分」(古川:2004)と解釈する。そこで本研究では、介護福祉の視点から生活支援を整理することで、生活という概念に少しでも近づくことを目的としている。

### 2. 研究の視点および方法

黒澤は、介護福祉学の構成上の課題のひとつに、「現実の生活は個別性と多様性という彩を有しており、それはその人自身の意思決定による個性的な意味の世界である」と示している(黒澤:2015)。介護過程とは「利用者一人ひとりが望む生活を実現するために多角的な情報収集を行い、生活上のニーズや解決すべき課題を明確にし、介護計画を立案、実施、評価する一連の思考と実践の過程である」と定義される(石野:2008)。これらから整理すると、生活とは人間としての普遍的な営みを基盤として、利用者の望みや意思決定によってさまざまに変化するものであることがその前提となっている。そこにある望みや意思決定を包括的に生活ニーズととらえれば、生活支援とは生活ニーズもしくは生活障害の解決や解消を目的としていることとなる。森は生活障害を「「生活環境」と「利用者の理解力や身体能力」の不適合という問題」ととらえ、介護福祉士はその両方に関与した支援を組み立てていくことを示している(森:2013)。つまりは生活支援とは、利用者自身の理解力や身体能力の把握を行いつつ、利用者の生活環境の調整をするところから開始される、となるのである。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づくものである。さらに、日本社会福祉学会機関誌の投稿要領および執筆要領を遵守するものとする。

### 4. 研究結果

本研究では、生活の概念整理を、介護過程とそこでの生活支援のあり方から行った。生活支援の側から生活を検討すると、個別性や多様性、価値観などにより、それを一概に論じることを寄せつけない。 しかし、生活障害の解消という側から生活ニーズを整理し、ひいては生活とは何かについて思考するアプローチの可能性を見出すこともできる。

### 5. 考察

利用者の生活を支援する、介護従事者においてはまずは生活そのものに対する理解が不可欠である。 しかし、生活という概念はあまりにも幅広く、一概に論じることはできない。本研究では、介護過程で のかかわりから生活を限定的に論じる方法を試みた。生活を限定的に捉えるためには、介護従事者が利 用者の生活障害の事例を積み重ね、ケーススタディを図ることが今後の研究課題となる。

### 触法精神障害者犯罪による被害者への福祉的支援 —犯罪被害者支援に関する文献レビューから—

上智大学大学院 博士前期課程 2 年 小早川 希代子 (008943)

〔キーワード〕触法精神障害者、犯罪被害者、支援

### 1. 研究目的

法務省法務総合研究所発行の『平成 27 年版 犯罪白書』によれば、平成 26 年における精神障害者等による一般刑法犯の検挙人員は 3,834 人 (内訳:精神障害者 2,158 人、精神障害の疑いのある者 1,676 人) である。当然のことながらこの検挙人員の背後には、同数あるいはそれ以上の被害者が存在する。しかしながら社会福祉学分野においてはこれまで、精神障害者犯罪に関する議論では加害者である触法精神障害者に対する福祉的ケアに圧倒的な関心が払われ、その被害者に対する支援についてはほとんど論じられてこなかった。そこで本研究では、精神障害者犯罪による被害者に対する福祉的支援について文献レビューをとおして概観し、今後の当該支援について検討することを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

本研究は、ある主題に関する先行研究の量や質は、その主題に関する学術的関心度や応用的実践の深度を示すひとつの指標であるとの視点に立つ。この視点に基づき、本研究では、精神障害者犯罪による被害者への支援についての文献レビューをおこなう。具体的な手続きとしては、国立情報学研究所による論文データベース「CiNii Articles」にて「精神障害」「犯罪」「被害」「支援」等の関連キーワードによって論文検索をおこない、それによって抽出された論文をもとに、精神障害者犯罪による被害者への支援に関する先行研究の量や質、内容の傾向について概観し整理することとする。

### 3. 倫理的配慮

本研究にあたっては、日本社会福祉学会の定める「研究倫理指針」に基づき倫理的配慮をおこなった。

### 4. 研究結果

本研究から明らかとなった点は以下の3点である。第一には、精神障害者犯罪による被害者への支援に関する先行研究の少なさである。これは社会福祉学分野に限定せず広く他の学術分野を見渡してみても同様である。加害者である触法精神障害者への支援に関する論文において副次的に被害者への支援が言及されている論文を除く手続きをおこない、当該被害者への支援が主題となっている学術論文に限定するとその件数は2件のみであり、さらに、我が国に主眼を置いた研究という条件下では1件のみとなる(2016年2月1日現在)。

第二には、先行研究における学術分野の偏りである。「犯罪被害者支援」という論題設定、かつ、「支援」「援助」といった社会福祉学的要素の強い概念を想定した論文検索を経たにもかかわらず、精神障害者犯罪による被害者への支援に言及しているものとして抽出された論文は、法学分野ならびに精神医学分野におけるものが量・質ともに優占的であり、社会福祉学分野における論文はほとんど確認されなかった。

第三には、いずれの先行研究においても、当該被害者の心情面や法制上の改善必要性についての記述は認められるものの、福祉的支援のあり方については検討されていないということである。

当日の発表においては、これらの点について、論文検索に用いた用語やその抽出件数などを示しつつ詳細に 報告するとともに、こうした研究結果が得られた背景の分析も試みる。

### 5. 考察

本研究により、精神障害者犯罪による被害者への福祉的支援に関して、他ならぬ社会福祉学分野における研究が立ち後れていることが明らかとなった。今後は、法学や精神医学など、先行研究を担ってきた他学術分野との学際的な交流を図りつつ、当該被害者への福祉的支援を深化させていくことが望まれる。また、これまで等閑視されてきた被害者支援へのまなざしを新たにもつことによって、既に社会福祉学分野において実績を重ねてきた触法精神障害者処遇の研究および実践にも大局的な視点が齎されることとなり、さらなる充実を期待しうる。本研究の今後の展望として、諸外国における当該支援の実状や研究動向にも目を配ることにより、多様な視座から多角的に考察を深めていきたい。

# 12 ステップ系セルフヘルプグループの「聖地」化現象 - 関東エリアのミーティング開催状況調査より-

東洋大学大学院博士前期課程1年 長縄 洋司 東洋大学 吉浦 輪 (003025)

[キーワード] 12 ステップ、セルフヘルプグループ、ミーティング

### 1. 研究目的

2016 年中の閣議決定が目されるアルコール健康障害対策推進第1期基本計画において、アルコール依存症の回復に関するセルフヘルプグループに対して、行政機関は、地域の社会資源として活用しつつ、活動に対する必要な支援として「団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所」を提供することが求められると明記された。このような国の方針を受け、アルコール以外も含めた、さまざまなアディクションを対象とするセルフヘルプグループの特徴と開催状況について改めて把握する必要性は高まっており、その一端を担うことが本研究の目的である。

### 2. 研究の視点および方法

日本におけるアディクションを対象とするセルフへルプグループには、大きく分けて断酒会と、AAに代表される12ステップグループという2つの流れがある。断酒会は会員制であるため団体数や会員数が毎年公表されているが、12ステップグループは、ホームグループというしくみはあるものの会員制は取っておらず、また家族向け、さまざまなアディクション向けなど種類も多く、全体像は明らかではない。そこで、「12のステップ」および「12の伝統」を用いるセルフへルプグループのうち、明示された3つ以上の会場でミーティングを行う19種(AA、NA、GA、OA、EA、MA、DA、HA、SCA、CODA、ACODA、ACOA、A. G.、A1-Anon、Nar-Anon、Gam-Anon、FA、家族の回復ステップ12)を対象とし、2015年8月15日時点で最新のものとしてインターネット上に公開されていたミーティング場ー覧および開催スケジュール表を使用して、全国におけるミーティングの定期開催状況を集計した。今回は、関東エリアに該当する9都県について、「会場」に焦点を当てた分析結果を報告する。

### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の「研究倫理指針」に基づき倫理的配慮を行った。

### 4. 研究結果

全国的に見ると、1396 の会場における 2540 のミーティングの定期開催予定が確認できた。関東エリアにおいては 609 の会場で 1139 のミーティングの定期開催が予定されていた。会場の内訳は、住民向けやNPO・保健福祉向け等、貸し出しが公表されている会議室やレンタルスペースが 65%、キリスト教会を中心とする宗教施設が 29%、その他が 6%だった。個々の会場における開催数を集計すると、開催数が 1~3 の会場が全体の 92%を占めたが、残り 8%の会場では 323、28%のミーティングが予定されており、一部の会場に多くのミーティングが集まっていることが判明した。開催数の最も多い会場は神奈川県民センターであり、12 種 26 開催だった。他にも、新潟県の阪之上コミュニティセンター、東京都の聖イグナチオ教会・メリノール宣教会・都障害者福祉会館、群馬県の前橋カトリック教会・県社会福祉総合センターで 3 種~8 種、10~16 開催が認められた。

### 5. 考察

個別支援を行う上で、地域においてミーティングの集中する特定の会場の存在を把握しておくことは、セルフ ヘルプグループをからめた支援の幅を広げ、特にクロスアディクションを持つ当事者を支援する際に有益である と考えられる。また、コミュニティー・オーガニゼーションの視点においては、いわば 12 ステップ系セルフヘル プグループの「聖地」とも表現しうる、こうした会場がなぜ現出したのかを明らかにしておくことが重要である と思われる。当日は、会場の特性や活動の歴史的経緯もふまえ、その要因について考察を加える。

### 実践報告部門

### 実習指導者が抱える援助困難事例への実習生の取り組み 行動分析学的視点に基づく援助方法の提案とその効果

水戸看護福祉専門学校 渡辺 修宏 (6034)

〔キーワード〕介護拒否, 実習, 行動分析学, 行動的援助

### 1. 研究目的

本研究は、援助者が苦慮している介護拒否の援助事例に対して、行動分析学的視点を得た学生が提案した行動 的援助の効果を検討した。

### 2. 研究の視点および方法

本研究の参加者は,介護拒否を示す利用者 x(女性,91 歳,認知症)と,その x の主たる援助者 3 名,そして,その援助者に行動的な援助を提案した学生 1 名(介護福祉養成課程 2 年生)であった。x は,ユニット型の介護老人保健施設に入所利用する中で,援助者の援助を拒否することがあり,特に,x に対して援助者が定期的に行うトイレ誘導においては顕著な介護拒否がみられた。

学生は、4週間の介護福祉実習のため、x が入所利用する介護老人保健施設を訪れた。学生は実習開始前に、行動分析学の重要な概念である行動随伴性を養成校で学んだ。

学生は、花が好きであることをxから聞き取りした。なお援助者も、xのその嗜好を把握していた。そこで学生は、施設の食堂にあった花をxに手渡し、その際、xが声をあげて笑顔で喜んでいる様子を確認した。その際、xは、リビングルームで自分がよく座るテーブルの中央にその花を置いて、しばらくそれを眺めていた。したがって、学生は、花がxの行動にとっての強化子になり得るかもしれないと考えた。

そこで学生は、花を用いた援助方法によって x のトイレ誘導に対する介護拒否を低減できるかもしれないと考え、トイレ移動という行動に対して強化的な随伴性を設定するという援助方法を援助者に提案した。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理委員会規定を遵守して行われた。したがって、研究参加に対する参加者 たちの同意のもとで行われ、その際、x、学生および援助者たちには、いつでも研究への参加を拒否できるという ことを説明した。また、すべての手続きにおいて個人および協力機関の情報が特定化したり、あるいは漏洩しな いように十分な配慮を行うことを誓約した。

### 4. 研究結果

学生が提案した行動的な援助,すなわち,xの嗜好に合わせて花を用いたトイレ誘導方法は,リビングルームからトイレまでのxの移動時間を短縮させた。したがって,学生の発案による援助方法は,援助者のトイレ誘導を受けてからトイレへ移動するxの行動を強化し,xの介護拒否を低減させたと考えられる。

以上のことから、学生が提案した援助方法は、援助困難事例として援助者を苦慮させていた介護拒否への対応を解決へと導いたと結論づけられる。それは、援助にかかわる援助者の労力を低減させるとともに、x という利用者にとっても失禁を防ぐという意味において、望ましい援助であったといえるだろう。しかし、この援助方法に対して援助者3名は、必ずしも肯定的な評価をしたわけではなかった。

### ■共催シンポジウム■ 場所 6号館 2階 6203教室

■共催シンポジウム 10:00~12:00

(共催:日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会)

「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義からナショナルレベルへの展開」

コーディネーター 小原眞知子氏(日本社会事業大学)

コーディネーター 和気純子氏(首都大学東京)

発題者 志村健一氏(東洋大学)

シンポジスト 木下大生氏(聖学院大学)

シンポジスト 石河久美子氏(日本福祉大学)

シンポジスト ヴィラーグ・ヴィクトル氏 (日本社会事業大学)

社会福祉専門職団体協議会と日本社会福祉教育学校連盟では、「ソーシャルワーク専門職のナショナル定義検討ワーキンググループ」を立ち上げ、2014 年 7 月に制定された「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の「日本における展開」を検討しています。

現在、ワーキンググループでは「日本における展開」を検討中ですが、より良い「日本における展開」を作成するため、この度、一次案を提示し、日本におけるソーシャルワーク実践と照らし合わせて意見を聞く場として、日本社会福祉学会関東部会研究大会の場において、シンポジウムを開催することとしました。皆様の参加をおまちしております。

### ソーシャルワークのグローバル定義から日本での展開案まで

東洋大学 志村 健一

### 1. ワーキンググループメンバー

愛沢隆一日本社会福祉士会小原眞知子日本医療社会福祉協会志村健一日本社会福祉教育学校連盟田村綾子日本精神保健福祉士協会春見静子日本ソーシャルワーカー協会和気純子日本社会福祉教育学校連盟小笹知彦日本社会福祉士会(事務局)

杉田ひとみ 日本社会福祉教育学校連盟(事務局)

### 2. ワーキンググループの歩み

2014年7月 ソーシャルワークのグローバル定義が採択された。

2015年2月 日本語定義が確定し有効となった。

2015年7月 専門職のナショナル定義検討会(仮称)が開催された。

2014年11月に社専協から学校連盟へ申し入れる。

2014年12月に学校連盟から賛同の回答が送られる。

委員長を決めずにワーキンググループとして活動することが決定した。

2015年10月 APASWE でアジア太平洋地域における展開案が提示された。

2015年11月 ワーキンググループ第2回会議が開催された。

リージョナル定義ではなく「展開(Amplification)」としてまとめられた。 パブコメを通じて意見集約をする。

日本定義ではなく、日本における展開案を作成する方向性が確認された。

2016年1月 ワーキンググループ第3回会議が開催された。

アジア太平洋地域における展開案の意見募集に関する報告。

日本における展開案の具体的な検討が開始された。

### 3. 展開案を作成するにあたっての検討事項(第2回ワーキンググループ会議議事録より)

①ソーシャルワークの担い手について

ソーシャルワークの定義では、専門職が行う実践をソーシャルワークとしているが、日本では 専門職でない人もソーシャルワークを支えている。

アジアではソーシャルワークを専門職として確立している国の方が少ない。

日本における展開案の中にもっと広い解釈のソーシャルワークをとりいれて表現できないか。 ②民族固有の知について

日本としての民族固有の知とは何か。アイヌの研究をヴィクトル氏が行っている。参考資料を 提供していただくことは可能。

日本が行ってきた植民地化について、ソーシャルワーカーは何をしてきたか。この点の反省はいらないか。

植民地支配時代の歴史的認識に触れつつ、マイノリティーの問題に言及し、日本における民族固有の知を展開できないか。

③災害支援について

災害対策支援について言及できないか。日本は津波の国であるし、原発問題もある。

アジア太平洋地域の展開でも災害は言及されている。

相互支援など、日本的な支援がある。

④集団的責任について

集団的責任についてはいろいろと意見が挙げられている。集団的自衛権と結びついてしまうこともあるようだ。

注釈では説明しているし、日本学術会議の説明とも齟齬はない。

改めて展開案で説明してはどうか。

グルーバル定義では「集団的責任」を強く強調している。日本としてどう解釈するか改めて考えることも大事ではないか。

⑤その他

今回はマクロレベルが中心になっている。人と環境の接点について改めて言及するか。 日本は少子高齢化が進むとともに較差が拡大してきている。マクロ的な視点も必要。

### 4. グローバル定義の日本における展開案1

- ▼別紙資料1. (1月18日開催のワーキンググループ会議において検討された。)
- ▼前文についての主な議論

「和を以て貴しと為す」は違和感がある。

グローバリゼーションは世界的な潮流で日本はそれに成功している部分もある。

日本の伝統は西洋文化の積極的導入によって失われつつある。

伝統的な日本文化と西洋文化を葛藤の中で融合させてきた。

▼箇条書き部分に関する主な議論

ウェルビーイングと25条が並列なのは違和感がないか。

並びを逆にするのはどうか。

「平和」をどこかに書き込めないか。「歴史的認識に基づく」にその意味合いは含まれる。 高齢者と子どもだけでいいのか。

「人々と環境が相互に影響し合う」は今更感がある。

▼全体的な議論

前文は簡潔にする。

ネガティブな表現はさける。

### 5. グローバル定義の日本における展開案2

▼別紙資料2.

グローバル定義の日本における展開案 2016年1月18日

「和を以て貴しと為す」<u>「和」の精神とは、体裁だけ取り繕ったものではなく、自分にも人にも正直に、不満があればお互いにそれをぶつけ合い、理解し合うということが本質ではなかろうか。</u>日本は歴史的にこの「和」を重要視する文化を継承してきた。しかしながらこの本質が理解されず、「和」の尊重が体裁だけになったり、個人が抑圧されたりといった諸刃の剣になってきた。

日本は世界に先駆けて少子高齢社会を経験しており、そこから生ずるマクロからミクロの課題に国全体が直面している。経済的変化が世代間扶養の維持を困難にし、家族成員の減少は介護や保育等、家族が担ってきた役割を果たすことも難しい時代である。

また、島国である日本は自然災害の多い国でもあり、私たちは人々の生活と自然環境との相互作用を伝統的に重視し、自然と共生する国に生きている。それでも自然の力は人間の力が及ぶものではなく、時に私たちの地域や生活を破壊する。

ソーシャルワークはこれらの課題への対応し続けてきた。そしてその努力は専門職に独占されてきたのではなく、ボランティアや多くの住民がその課題に向き合い、地域社会の維持を担ってきた。

これらのことを鑑み、日本におけるソーシャルワークは以下の事柄を重要視する。

- 人間の福利(ウェルビーイング)の増進、憲法第 25 条に規定された健康で文化的な最 低限度の生活を営む権利を実現すること。
- 歴史的認識に基づく一人ひとりを大切にする文化を尊重した実践を展開すること。(多文化、異文化、世代間の文化の差など)
- 高齢者を敬い、子どもたちをひとりの人間として尊重すること。
- 人々と環境が相互に影響しあう場の問題にかかわり、人々とともに活動すること。(行 基の社会活動)
- だれも(生活のしづらさを感ずるような人々:障がい者、LGBT、外国籍住民等をイメージ)が「和」「絆」を実感できる地域社会の創造、社会的包摂の実現にかかわること。

別紙2.

グローバル定義の日本における展開案 2016年1月21日

日本はソーシャルワークを欧米から学び、それを我が国の伝統や思想と融合させて発展させてきた。世界に先駆けて少子高齢社会を経験している日本の社会は、そこから生ずるマクロからミクロの課題に国全体として向き合っている。日本は自然災害の多い国でもあるが、私たちは生活と自然環境との相互作用を伝統的に重視し、自然と共生する国に生きている。

これらのことを鑑み、日本におけるソーシャルワークは以下の事柄を重要視する。

- ソーシャルワークは憲法第 25 条に規定された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を実現し、人間のウェルビーイングを増進する。
- ソーシャルワークは平和を希求し、文化を尊重した実践を展開する。
- ソーシャルワークは人権を尊重し、年齢、性、障害の有無、国籍等にかかわらず、だれもが「絆」を実感できる社会の創造と社会的包摂の実現に向けて協働する。

### ソーシャルワーク実践報告

聖学院大学 木下大生

1)療養型病院 医療ソーシャルワーカー

実践内容:スクリーニング、インテーク面接、アセスメント、入・退院調整、情報提供 ⇒制度に当てはまる・組織が対象にする人に焦点化

社会福祉の待遇条件/地位向上、なぜ業務独占ではないのか(当時の課題意識)

2) (旧) 知的障害者通所授産施設 指導員

実践内容:日常生活支援、作業指導・支援、就労支援、就労先の開拓 ⇒テキストにあるようなソーシャルワーク・ワーカー像との乖離 知的障害者施設の指導員が行っていることはソーシャルワークかケアワークか

3) 国立のぞみの園 研究員

実践内容:知的障害者支援に関する研究と研修会の開催(啓蒙・啓発活動)

- ⇒制度の狭間、支援が必要にもかかわらず支援が行き届いていない人たちとの出会い ソーシャルアクションの必要性を痛感
- 4) ①NPO 法人ほっとプラス 理事、②フリーランスソーシャルワーカー (?)
  - ①実践内容:生活課題を抱えている人の支援、スーパーバイザー
  - ②実践内容:アウトリーチ活動、啓蒙・啓発活動、ソーシャルアクション、ネットワー ク形成
  - ⇒支援が必要にもかかわらず支援が行き届いていない人たちの支援者たちとの出会い 多くがなぜか社会福祉士・精神保健福祉士ではない
- 5)これまでの自身の取り組み、現在の活動から以前の活動⇒制度・政策に当てはめる視点現在の活動⇒現行のどの制度にも乗らない人たちを探す視点(正確には支援者の探索)
  - ○ソーシャルワークとは?:「社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践」の定義に当てはまればソーシャルワーク?とするとそのような活動をしている人たちはみなソーシャルワーカー?
- ○ソーシャルワーカーとは?:生保ワーカー、児童福祉司、障害者施設指導員、障害支援 事業所相談員、医療ソーシャルワーカー、高齢者施設相談員、社協職員、独立型社会福 祉士、ケアマネージャー、保健師、社会活動家、etc....

### 多文化ソーシャルワークの実践と課題

2016年3月13日 日本福祉大学 石河久美子

### 1. 多文化ソーシャルワークが必要とされる背景

- 1) 近年の外国人移住者の傾向と実態
  - ・多様化と増加
  - ・ 短期滞在から長期滞在、定住へ
  - ・ 「地域の生活者」としての外国人
  - 国際結婚家族、移住労働者家族の増加
  - 難民、中国帰国者、研修生・実習生、留学生
  - 2) 多様化・複雑化する生活問題
    - ・親子・夫婦のコミュニケーション・ギャップ
    - ・国際離婚・ドメステイックバイオレンス
    - ・子育て不安・児童虐待
    - · 不就学 · 不登校 · 非行
    - ・10 代未婚の妊娠、出産
  - 3) ソーシャルワークの支援の必要性
    - ・生活情報提供、日本語教育支援、雇用体制の整備とともにソーシャルワークの 専門知識や技術を導入したサービスの必要性

### 2. 多文化ソーシャルワーク

- 1) 多様な文化的背景を持つクライエントに対する援助の枠組みが開発、発展していく必要性
- 2) 多文化ソーシャルワークとは
  - ・多様な文化的背景を持つクライエントに対するソーシャルワーク
  - ・ クライエントとワーカーが異なる文化に属する援助関係において行われる ソーシャルワーク
  - ・ クライエントが自分の文化と異なる環境に移住、生活することにより生じる 心理的・社会的問題に対応するソーシャルワーク
- 3) 多文化ソーシャルワークの実践分野
  - ・あらゆる社会福祉の分野における多文化ソーシャルワークの必要性
  - ・多分野にまたがる複合的支援の必要性
- 4) 多文化ソーシャルワークに必要とされる知識・技術・価値
  - ・ソーシャルワークの基本的知識・技術・価値―ジェネリック
  - ・多様な文化的背景を持つ外国人に対応できるカースペシフィック

# 先住民族アイヌのソーシャルワーク 首都圏を中心に

ヴィラーグ ヴィクトル Virág Viktor

日本社会事業大学

## 0. 自己紹介

- ・所属について:デスクがある学校を明示
- ・当事者性からみた立場:本課題についてはないが、ソーシャルワーク的な使命として認識
- ・実践からみた立場:このように本課題について調べ、発表すること自体を重要なアドボカシーやソーシャルアクションとして認識

## 1. 与えられたキーワード

- ・「西洋文化と<u>日本固有文化</u>の融合」、「自然災害」、「共同体・<u>共生</u>」、「平和の希 求」など
- ・日本は、確かに西洋ではないが、植民地主義的な加害者という独自の立場に ⇒ ソーシャルワークでは多民族・多文化についてもっと配慮しても良い

## 2. グローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および<u>多様性尊重</u>の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および<u>地域・民族</u>固有の知<sup>1</sup>を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

「地域・民族固有の知 (indigenous knowledge)」とは、世界各地に根ざし、人々が集団レベルで長期間受け継いできた知を指している。中でも、本文注釈の「知」の節を見ればわかるように、いわゆる「先住民」の知が特に重視されている。

## 注釈より:

この定義は、ソーシャルワークは特定の実践環境や西洋の諸理論だけでなく、 先住民を含めた地域・民族固有の知にも拠っていることを認識している。植民地主義の結果、西洋の理論や知識のみが評価され、地域・民族固有の知は、西洋の理論や知識によって過小評価され、軽視され、支配された。この定義は、世界のどの地域・国・区域の先住民たちも、その独自の価値観および知を作り出し、それらを伝達する様式によって、科学に対して計り知れない貢献をしてきたことを認めるとともに、そうすることによって西洋の支配の過程を止め、反転させようとする。 ソーシャルワークは、世界中の先住民たちの声に耳を傾け学ぶことによって、西洋の歴史的な科学的植民地主義と覇権を是正しようとする。こうして、ソーシャルワークの知は、先住民の人々と共同で作り出され、ローカルにも国際的にも、より適切に実践されることになるだろう。国連の資料に拠りつつ、IFSWは先住民を以下のように定義している。

- ・地理的に明確な先祖伝来の領域に居住している(あるいはその土地への愛着 を維持している)。
- ・自らの領域において、明確な社会的・経済的・政治的制度を維持する傾向が ある。
- ・彼らは通常、その国の社会に完全に同化するよりも、文化的・地理的・制度的に独自であり続けることを望む。
- ・先住民あるいは部族というアイデンティティをもつ。

## 3. 地域展開(案)

アジア太平洋地域は多くの異なるコミュニティと人びとを代表している。本地域は、地域内移住に加え、地域固有及び植民地化の歴史によって形成されてきた。世界で最も豊かな国々の一部に加え、経済的に最も困窮している国々の一部もこの地域に含まれている。異なる宗教的・哲学的・政治的な視点をもつ西洋と東洋、また南半球と北半球が交わる地域である。気候変動、限りある資源の濫用、自然災害及び人災による深刻な影響を受けてきた地域でありながらも、地域内の人々のストレングスとレジリエンスが繰り返し示されている。

アジア太平洋地域におけるソーシャルワーク専門職は下記の項目を重視している:

ニーズが満たされ、人権と尊厳が守られることにより

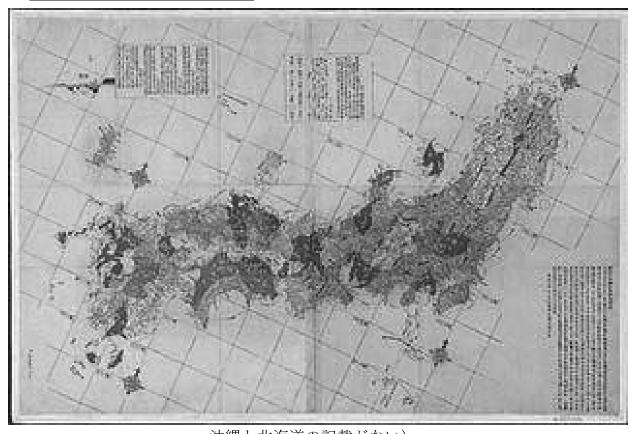
切な社会的な保護が提供されること保障するにあたり、我々の専門職によるケアと共感を実現し、

- 人々の生活における信仰、スピリチュアリティまたは宗教の重要性の容 認し、また、様々な信念体系を尊重し、
- 多様性を賞賛し、対立が生じた際に平和的な交渉を行い、
- ソーシャルワーク実践において、クリティカルで、研究に基づく実践/ 実践に基づく研究の諸アプローチと並んで、地域内の<u>民族固有 (indigenous)</u> の知及びローカルな知と営みを肯定し、
- 環境保全において革新的で、持続可能なソーシャルワークと社会開発実 践を奨励する。

(仮訳最新版、2016/01/22)

# 4. 先住民族アイヌの歴史

江戸時代(1846)の日本地図:



沖縄と北海道の記載がない)

## アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告より:

## 1. 今に至る歴史的経緯

## (1) アイヌの人々につながる歴史と文化(旧石器~中世)

- ・北海道に人類が住み始めたのは旧石器時代であり、その後1万2千年前に縄文文化に入った。 人類学的研究によってアイヌの持つ形質や遺伝的な特徴の中には、縄文まで遡るものがあることが明らかになっている。
- ・他の地域が弥生文化の時代であったころ、寒冷な北海道では稲作が広がらず、独自の続縄文文 化が6世紀ころまで続いた。
- ・7世紀に入ると擦文文化が始まったが、この時期に現在に認識されるかたちでのアイヌの文化の原型がみられ、それに続く13~14世紀ころにかけ、狩猟、漁撈、採集を中心に一部には農耕を行う生活の中で自然とのかかわりが深く、海を渡った交易を盛んに行うアイヌの文化の特色が形成された。

## (2) 「異文化びと」と「和人」の接触~交易(中世)

- ・鎌倉時代以降和人が北海道との交易を盛んに行うようになり、また、室町時代の書物の中に、 言葉の通じない「異文化びと」としてアイヌの人々の記述が見られる。
- 15世紀半ばには、渡島半島の沿岸に和人が拠点を築き、先住していたアイヌの人々と交易を 行った。交易の拡大に伴い両者の間でコシャマインの戦いなど抗争が続いたが、16世紀半ばに は講和した。

## (3) 過酷な労働生産の場(近世)

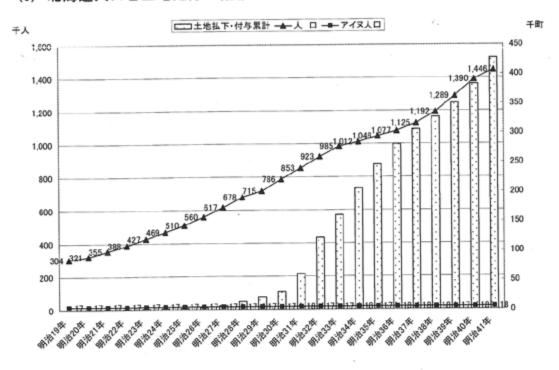
- 江戸時代に、松前藩がアイヌとの交易の独占権を家臣に与えるようになり(商場知行制)、アイヌの人々の交易は制限された。
- 18世紀に入ると商人が場所の交易を請負うようになったが(場所請負制)、利益を増やすため に商人自ら漁場を経営し始めた。アイヌの人々は漁業に従事させられ過酷な労働を強いられた。
- こうした中でも、工芸、文芸、思想、宗教的儀礼等独自の文化の伸長が見られた。

## (4) アイヌの文化への深刻な打撃(近代)

- ・明治に入って、北海道の内国化が図られ、大規模な移住により北海道開拓が進展した。
- ・近代的な土地所有制度の導入により、アイヌの人々は狩猟、漁撈・採集などの場を狭められ、 さらに狩猟、漁撈の禁止も加わり貧窮を余儀なくされた。
- ・民族独自の文化の制限・禁止やアイヌ語を話す機会の減少は、アイヌの人々の和人への同化を 進め、その文化は失われる寸前になった。
- ・また、圧倒的多数の和人移住者の中で、被支配的な立場に追い込まれ、様々な局面で差別の対象になった。
- 現在も大学等で研究資料として保管されているアイヌの人骨の中にはその意に関わらず収集されたものも含まれているとみられている。
- 明治32年(1899年)には北海道旧土人保護法が施行されたが、アイヌの人々の窮状を十分改善するには至らなかった。

## アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告(参考資料)より:

# (5) 北海道人口と土地処分の推移



## 〈参 考〉北海道人口に占めるアイヌの構成比

区	分	明治5年	明治 10 年	明治 15 年	明治 20 年	明治 25 年
アイ	ヌ人口	15, 275	16, 966	17, 198	16, 962	17, 148
北海i	道人口	111, 196	188, 602	240, 391	321, 118	509, 609
構力	成 比	13.7%	9.0%	7. 2%	5. 3%	3. 4%

明治 30 年	明治 35 年	明治 40 年	大正元年	大正5年
16, 972	17, 374	17,715	18, 219	18,674
786, 211	1, 045, 831	1, 390, 079	1, 739, 099	1, 984, 528
2.2%	1. 7%	1. 3%	1.0%	0.9%

大正 10 年	大正 15 年・昭和元年	昭和5年
15, 941	15, 247	15, 703
2, 341, 100	2, 437, 110	2, 812, 335
0.7%	0.6%	0.6%

(アイヌ人口:北海道旧土人保護沿革史より)

(土地処分面積:北海道農地改革史上巻より)

## 5. 先住民族アイヌの現在

- ・最大推計人口: 道内に5万人(国連、2006)、首都圏に1万人(日本学術会議、2011)
- ・首都圏のアイヌとは:「百聞は一見に如かず」
- ⇒VTR ドキュメンタリー『TOKYO アイヌ』より

## アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告より:

## 2. アイヌの人々の現状とアイヌの人々をめぐる最近の動き

## (1) アイヌの人々の現状

- ・多くが北海道に居住と考えられる(北海道の調査により把握されている数は約2万4千人)。
- ・他の多くの日本人とほぼ変わらない様式で、衣食住などの日常生活を送っている。
- ・北海道に居住するアイヌの人々の生活状況は改善されてきているが、道民・国民全体との格差は依然として大きい。北海道外のアイヌの人々には特段の施策は講じられていない。
- ・アイヌ文化振興法(平成9年)制定によりアイヌ語や伝統文化の維持・伝承の裾野が広がっている。一方、継承や発展にとって十分に機能していない側面があるのでは等の指摘もある。
- ・アイヌの人々の他の日本人とほぼ変わらない日々の生活とアイヌとしての帰属意識を感じる生活はともに尊重されるべき。

## (2) アイヌの人々をめぐる最近の動き

- ・平成19年9月「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択(我が国も賛成)
- ・平成20年6月「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆・参両院で可決

## 北海道、北海道大学、内閣官房の調査から見える格差等の社会問題の数々:

- 高い低所得率、生活保護率、貸付金利用率
- ・低い平均収入、苦しい生活意識
- ・低い高校・大学進学及び経験率
- ・高い中退率 (主に経済的な要因)
- ・無くならない差別経験
- ・各種依存問題(喫煙、飲酒、ギャンブル)
- ・など
- ⇒ 生活実態と教育のデータを照らし合わせて、貧困の再生産など、世代間の負の連鎖問題も浮き彫りに

## 6. 先住民アイヌの福祉に関する政策的動向

·北海道旧土人保護法(1899~1997)

- ・北海道ウタリ福祉対策→改名、2002→アイヌ生活向上推進方策(1961~現在)
- ・アイヌ文化振興法(1997~現在)
- ・全国展開の新しいアイヌ支援策(2009~現在)

# アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告より:

## 今後のアイヌ政策のあり方

#### 今後のアイヌ政策の基本的考え方

## 【先住民族という認識に基づく政策展開】

- ・先住民族であることの確認
- ・先住民族であることから導き出される政策の展開
- ・政策展開に当たっての国民の理解の必要性

## [国連宣言の意義等]

国連宣言の意義、憲法等を考慮したアイヌ政策の展開等

## 【政策展開に当たっての基本的な理念】

- ① アイヌのアイデンティティの尊重
- (2) 多様な文化と民族の共生の尊重
- ③ 国が主体となった政策の全国的実施

## 具体的政策

#### 【国民の理解の促進】

·教育、啓発

## 【広義の文化に係る政策】

- ・民族共生の象徴となる空間の整備
- ·研究の推進
- アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興
- 土地・資源の利活用の促進
- ·產業振興
- ·生活向上関連施策

#### 【推進体制等の整備】

- ·アイヌ政策を総合的に企画·立案·推進する国の体制の整備
- ・アイヌの人々の意見を政策推進等に反映するための協議の場の設置 等
- ・立法措置がアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有する。今後の取組を進める中で、この点についても、検討を求めたい。・関係地方公共団体、民間の企業や諸団体、さらには国民一人ひとりの理解と共生のための努力が望まれる。

## 7. 道外アイヌ相談の経緯

- ・新宿ハローワーク (1984~2013)
- ・東京都人権啓発センター(2010~現在)
- ・人権教育啓発推進センター (2013~2014)
- ※ 全て、当事者相談員が中心
- 8. 国際専門職組織 (IFSW、IASSW) 団体と国際人権法の立場
- ・国際的な倫理声明は人権条約の中に先住民族に関する ILO 条約を指定
- ・先住民族に係る IFSW 指針声明は先住民族に関する国連宣言を全面的に支持
- 9. 日本の専門的なソーシャルワークにとっての課題
- ① 国際専門職団体が示す先住民族の定義の採択
- ② 政府に先だって、先住民族の権利に関する ILO 条約の採択
- ③ 格差解消に向けて、アイヌの社会経済的状況の向上への取り組み
- ④ 政策策定において、当事者の参画権の保障

- ⑤ 社会サービス提供・開発において、当事者の管理・運営権の保障と当事者 コミュニティとの共同
- ⑥ 相談援助において自己決定権の保障
- ⑦ 当事者 SWr 及び SW 専門職の養成と雇用
- ⑧ アイヌに関する教育の徹底によって非当事者 SWr の文化的な力量・感受性・知識の向上
- ※ 全て、そのアドボケートを含む

## 10. 国際的に先駆的な例

豪州ソーシャルワーカー協会(AASW)の倫理綱領より:



『一緒にいいことをしよう』(表紙から強調されている先住民族アート) (「個人の尊重」、「社会正義」、「専門職の誠実さ」)

序文において以下のことが確認:

- 1.アボリジニ及びトレス海峡諸島民の先住性
- 2. 先住民族が直面してきた/いる歴史的及び現代的な不利益
- 3.文化的に感受的で、安全で、力量のある実践を保証するソーシャルワーカーの 責任

アオテアロア・ニュージランド・ソーシャルワーカー協会(ANZASW)の倫理 綱領より:



## ANZASW のロゴ

(協会名自体とマオリ模様が二文化主義 (biculturalism) を象徴)

# The Code of Ethics of the Aotearoa New Zealand Association of Social Workers

Preface This Code of Ethics is founded on the guidelines enumerated by the International Federation of Social Workers, as set out in Chapter Four, sections 4 and 5 in this book. In addition, and in keeping with the Objects of ANZASW, the Code also recognises the unique constitutional foundation of the articles of Te Tiriti o Waitangi.

Membership of the Association brings with it an obligation to study, incorporate into professional practice, adhere to and promote this Code.

# Te Tauā ki Tikanga o Te Rōpū Kaimahi toko i te Ora i Aotearoa

He kupu whakataki I ahu mai tēnei Tauākī Tikanga i ngā tohutohu e whakaatuhia ana e te Huihuinga Kaimahi toko i te ora o te Ao [IFSW]. Ka kitea tēnei ki te Wāhanga Tuawha – ki ngā wāhi 4 me te 5 o tēnei pukapuka. Kia whai tonu atu i ngā Whāinga o ANZASW, ka whakaae atu tēnei Tauākī Tangata ki te kōrero ahurei o ngā wāhanga o te Tiriti o Waitangi. He kawenga tō ia mema o te Rōpū nei, kia ako, kia whakamahi, kia mau, kia whakanui hoki i tēnei Tauākī Tikanga.

先住民と結ばれたワイタンギ条約を確認する序文 (英語とマオリ語の二言語になっている)

# **⇒ 日本の定義や展開も先住民族についてふれ、アイヌ語版を作っても良い**

## 引用文献

- アイヌ政策推進会議 (2011) 『「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告 書』内閣官房.
- アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会(2009)『アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書』内閣官房.

- Aotearoa New Zealand Association of Social Workers (2008) *Code of Ethics*, Aotearoa New Zealand Association of Social Workers.
- Australian Association of Social Workers (2010) *Code of Ethics*, Australian Association of Social Workers.
- International Federation of Social Workers (2005) *International Policy on Indigenous Peoples*, International Federation of Social Workers. (=国際ソーシャルワーカー連盟『先住民に関する国際方針文書』日本ソーシャルワーカー協会監訳.)
- International Federation of Social Workers, International Association of Schools of Social Work (2004) *Statement of Ethical Principles*, International Federation of Social Workers, International Association of Schools of Social Work. (=国際ソーシャルワーカー連盟・国際ソーシャルワーク学校連盟『ソーシャルワークにおける倫理 原理に関する声明』岩崎 浩三・星野 晴彦訳.)
- International Federation of Social Workers, International Association of Schools of Social Work (2014) *Global Definition of the Social Work Profession*, International Federation of Social Workers, International Association of Schools of Social Work. (=国際ソーシャルワーカー連盟・国際ソーシャルワーク学校連盟『ソーシャルワーク専門職のグローバル定義』社会福祉専門職団体協議会・日本社会福祉教育学校連盟監訳.)
- International Federation of Social Workers Asia Pacific, Asia Pacific Association for Social Work Education (2015) *Draft Amplification of the Joint Global Definition for the Asia Pacific Region*, International Federation of Social Workers Asia Pacific, Asia Pacific Association for Social Work Education. (=国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋・アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟『合同グローバル定義のアジア太平洋地域における展開案』社会福祉専門職団体協議会・日本社会福祉教育学校連盟仮訳.)
- International Labour Organization (1989) *Indigenous and Tribal Populations Convention*, International Labour Organization. (=国際労働機関『原住民及び種族民条約』国際労働機関仮訳.)
- 北海道環境生活部(2013)『平成 25 年北海道アイヌ生活実態調査報告書』北海 道.
- 森谷 博(2011)『TOKYO アイヌ』TOKYO アイヌ映像製作委員会.
- 長久保 赤水 (1846) 『改正日本輿地路程全図』 大英博物館所蔵.
- 日本学術会議地域研究委員会人類学分科会(2011)『アイヌ政策のあり方と国民 的理解(報告)』日本学術会議.
- 小内 透編(2010)『2008 年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書「現代アイヌ の生活と意識」』北海道大学アイヌ・先住民研究センター.

United Nations Commission on Human Rights (2006) Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and All Forms of Discrimination: Report of the Special Rapporteur on Contemporary Forms of Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and Related Intolerance (Mission to Japan), United Nations. (=国際連合人権委員会『人種主義、人種差別、外国人嫌悪及びあらゆる形態の差別 — 現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪及び関連する不寛容に関する特別報告者による報告書(日本国への公式訪問)』反差別国際運動日本委員会監訳)

United Nations General Assembly (2007) *Declaration on the Rights of Indigenous Peoples*, United Nations . (=国際連合総会『先住民族の権利に関する国際連合宣言』市民外交センター仮訳.)

## 参考文献

Virag Viktor (2012) 『文化的多様性に対応した先駆的ソーシャルワーク教育 ― 移民国家オーストラリアとニュージーランドの経験』日本社会事業大学社会事業研究所.

http://www.jcsw.ac.jp/international/kokusai-kyodo/files/2011kyodo\_yamaguchi\_sensin.pdf

Virag Viktor (2015)「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義と先住民族アイヌの福祉 — 国際専門職団体の立場と国内状況」『ソーシャルワーカー』(日本ソーシャルワーカー協会) 14, 27-44.

http://yahoo.jp/box/-ofevs

## 最後に: 先住民族アイヌの声

・関東で約四半世紀に渡るウタリ相談員の経歴をもつ当事者兼実践者の手紙

社会福祉専門職団体協議会の皆様日本社会福祉教育学校連盟の皆様

# ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本国展開 を考えるにあたって忘れないで欲しいこと

初めまして。私は36年間、関東ウタリ会の会員として活動している八幡智子と申します(ウタリはアイヌ語で仲間という意味です)。昭和40年に北海道を離れて、千葉県で生活をしています。アイヌ人と差別され、64年。

平成3年より、首都圏のウタリ職業相談として、アイヌ全般の相談を受けながら、22年間働いてきました。同じく東京で、アイヌの方々からの様々な相談を受ける別の仕事にも従事してきました。そして、平成25年9月から平成27年3月まで1年半に渡ってアイヌ専用の全国一斉電話相談を行ってきました。相談員業務を通して、アイヌ自身が大変な悩みを抱えて生きているということ、そしてそういう人は私一人ではないということを初めて知りました。全国電話相談事業は、残念ながら平成27年3月で終了した後でも、病気のこと、金銭的な悩み、アイヌとしての悩み、誰か話を聞いてあげないとどうなるのだろうかと悩んできました。その時、ソーシャルワークのことを知り、今こうして、アイヌのことも少しは知って欲しいと思い、お手紙を書きました。

今、日本全体的にアイヌはいない、悩みはない、差別がないと言われているのが日本中に住んでいるアイヌです。でも、その中には実際に、中身がとんでもない差別と、貧困に悩まされて生活している人がいます。命のテレホン相談まで必要としている程の人もいます。北海道から沖縄まで、海外にもアイヌは生活しています。アイヌ民族のことも知ってもらい、ソーシャルワークの中で働きかけて、国内ではもちろん、各国、世界の各地域にも広めていただけたら幸せです。

関東ウタリ会 事務局長 八幡 智子 より

# ■基調報告■

「「連帯経済」を紡ぎ出す社会的企業—中間支援組織の意味に注目して一」 講師藤井敦史氏(立教大学)

場所 6号館 2階 6204教室

13:00~14:00

# 「連帯経済」を紡ぎ出す社会的企業 -中間支援組織の意味に注目して-

日本社会福祉学会関東部会(2016年3月13日) 立教大学 コミュニティ福祉学部 教授 藤井 敦史

# 1. 自己紹介

- \*実証研究のフィールド
- ①ワーカーズ・コレクティブ:日本の労働者協同組合の一つの流れ
- ②阪神淡路大震災後の神戸のコミュニティ・ビジネス
- ③障害者雇用分野での共同連、生活困窮者支援のふるさとの会等
- ④イタリアのB型社会的協同組合、英国や韓国の社会的企業等
- ➡一貫して労働統合型社会的企業と中間支援組織
- \*教育:NPO・協同組合へのインターンシップ@立教大学
- ➡英国東ロンドンの労働者協同組合Account 3でのインターンシップ

# PARCで社会的企業のビデオを制作「支え合って生きる-連帯経済を紡ぎ出す社会的企業」

①アジア太平洋資料センター(PARC)理事

- ⇒社会的企業ビデオようやく完成!
- ➡クラウド・ファンディングを実施(無事達成)

https://motion-gallery.net/projects/parc201503 http://www.parc-p.org/video/sakuhin/syakaitekikigyou.html

## ②社会的企業研究会の運営

→日本における社会連帯経済ネットワークの 構築を目指す

http://social-enterprisejp.jimdo.com/



# 本報告で考えたいこと

- ①「社会的企業」とは一体何なのか
- ➡日本の幾つかの社会的企業の事例から検討(ビデオから)
- ➡「連帯経済」を紡ぎ出す社会的企業
- ②社会的企業が発展していくためには、何が必要なのか
- ⇒制度環境と中間支援組織(インフラストラクチャー組織)
- ➡諸外国の事例(イタリア・英国・韓国)からの考察

# (1)日本の社会的企業概念をめぐる多様性

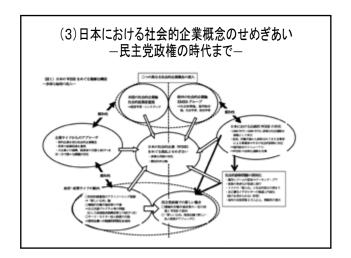
- 数千ある社会的企業関係の論文
- ・国立情報学研究所のデータベースで論文検索すると(次頁)...
- ・多様な用語の並存:市民事業・コミュニティ・ビジネス・ソーシャル・ビジネス・社会的起業家等々
- •「社会的企業」自体は輸入概念であり2000年代以降増加
- ➡欧州EMESネットワークの社会的企業論、米国の社会的企業論
- ⇔先行して、1980年代から市民事業、阪神淡路大震災以後にコミュニ ティ・ビジネスの増加、そして、それ以前にも...

# (補足)社会的企業と類似概念を用いた論文数の推移

## (2)実態としての「社会的企業」と社会運動の潮流

①障害者共同作業所運動:1967年ゆたか福祉会、1971年共同連わっぱの会共同生活体設立 ②失対事業の縮小過程から生じた労働者協同組合:1972年西宮事業団を嚆矢とする事業団運動

- ➡1986年労働者協同組合連合会発足
- ③生協運動から生じたワーカーズ・コレクティブ:1982年にんじん設立
- ④パブル崩壊を契機とした寄場の日雇い労働者の失業と野宿者の激増を契機としたホームレス 支援団体の発生:1989年北九州日雇い越冬実行委員会、1990年ふるさとの会、1999年NPO法 人金ヶ崎支援機構、2003年ビッグ・インユー・ジャパン
- ⑤不登校・ひきこもりの若者支援から始まった若者就労支援の社会的企業:1974年文化学習協同 ネットワーク、1989年インターナショナル・コロンブス・アカデミー(後のK2インターナショナル)etc. ※日本において古くから存在した多くの労働統合型社会的企業(WISE=Work Integration SE)
- =労働市場における多様な不利を抱えた人々に対して、生産活動を通じて、彼らの社会的、かつ 経済的な自立を支援し、社会的包摂を目指す社会的企業



## (4)日本における社会的企業をめぐる法人制度上の課題

- \* 社会的企業をめぐる法制度上の問題点(背景)
- ①「社会的企業」を公的に認知する法人制度の欠如
- ②既存のサード・セクター(NPOと協同組合)における法制度上の不備
- ➡1998年に成立したNPO法における出資規定の欠如
- ➡タテ割りに細分化され、規制の強い協同組合法
- ➡労働者協同組合法の欠如
- ③2006年の公益法人制度改革で一般社団法人増加、加えて、2006年の新会社法では営利目的の規定要件が外れた
- ※実質的に非営利・民主的ガバナンスを重視していても、営利的な法 人形態(株式会社や有限会社)を取るケース多い
- ➡法人格で社会的企業を説明できない!実証的なデータ構築も困難

## (5)社会的企業の本質はどこにあるのか? -麦の郷(和歌山県)の事例から考える(5m)-



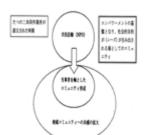


# 麦の郷の展開過程(年表)

1977年 たつのこ共同作業所設立(六畳一間の無認可共同作業所から出発)
1985年 知的障害者通所授産施設くろしお作業所開所(厚生省から認可)
1987年 はぐるま共同作業所(無認可)開所(県内初めてのパンの仕事)
1988年 (有)障害者自立工場の開所→精神障害者の雇用(福祉工場制度以前)
1989年 社会福祉法人一麦会設立、「精神障害者の社会復帰を開く」全県キャンペーン
1990年 精神障害者上部制練施設麦の芽ホーム、精神障害者通所授産施設むぎ共同作業所
1995年 精神保健福祉法で「福祉工場」の制度化、ソーシャルファーム・ピネル設立
1998年 麦の郷高齢者地域生活支援センター開設
1999年 和歌山高齢者生活協同組合の設立に麦の郷も参加
2002年 共同作業所ンプンオ(ひきこも)青少年支援共同作業所)
2005年 古民家を借りて、小規模多機能事業所みんなの家西和佐開設

## 

# ①市民活動としての成立



- 社会問題に直面している当事者を軸にしたコミュニティ形成(NPOの強み)
- 人と人との信頼や絆が生まれていく ことで、当事者が仲間との関係を通じ て、前向きになっていける(エンパ ワーメントの基盤)
- ・当事者との対話の中から意味(ニーズ)が浮かび上がり、そのことが社会的目的の基盤ともなる
- ➡社会的企業の原点
- 一方で狭い関係性の中では、どうしても資源が不足

## ②制度化の段階-1985年のくろしお作業所設立



- 活動を拡大していくためには、公的な 制度を利用することも重要なポイント
- ・労働者の生産性の低さや受益者の 貧困、採算性が低い場合が多い
- ヨーロッパや韓国の社会的企業では、公的支援は社会的企業の重要な財政的基盤
- 一方、制度は、対象を特定化し、多くの場合、制度の狭間に落ち込む人々が生まれ、かつ、規制が強いと柔軟なサービスを展開困難

## ③社会的企業へ:ソーシャルファーム・ピネルの設立と6次産業化



①ビジネス(市場へのアクセス)の意味

- ➡経営基盤(持続可能性·自律性)
- ➡市場の持つ開放性

②地域循環型共生事業

- ➡正の外部経済
- ➡耕作放棄してきた高齢農家支援
- →小規模ロットの農作物の付加価値を 高める加工施設として地域農業支援

# (6)社会的企業の本質とは何か?

社会的企業とは、社会問題を解決し、社会を変えていくために、コミュニティのカも、市場(ビジネス)の力も、制度(政府)の力も、うまく組み合わせて用いながら、持続可能で自律的な経営を確保し、新しい問題解決のあり方(イノベーション)を生み出すための仕組みや戦略のこと

別な言い方をすれば、異なるものをつなぎ合わせて問題解決をするという意味で 「ハイブリッド組織」

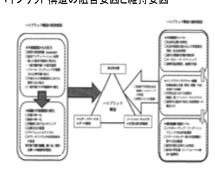
- ➡多元的な目標(e.g.) 社会的排除を解決するためには多様な目標が必要
- ➡マルチ・ステークホルダー(e.g.) 当事者性と支援性の結合
- ➡多元的経済(e.g.)事業収入・公的資金・贈与的資源(ソーシャル・キャピタル)

# (7)社会的企業が紡ぎ出す「連帯経済」



- \* ジャン=ルイ・ラヴィルの連帯経済論
- 連帯を組み込んだ経済関係
- ・職場での連帯・地域における連帯・生 産と消費の間の連帯、南と北の連帯 等、多様な水準の連帯を含む
- 互酬性の推進力reciprocal impulse (起点はあくまでも相互扶助)
- 民主的連帯:再分配としての見えない連帯を互酬性としての顔の見える連帯で基礎づける
- ・必然的にローカル・ガバナンス重視 (近接的公共圏)

## (8)ハイブリッド構造の阻害要因と維持要因



## (9)対内的な組織経営上の課題

- 多様なステークホルダーの参加と合意形成をいかにして可能にする のか(民主主義のコスト)
- ・参加可能な主体の形成:参加はエンパワーメントと不可分
- ・インフォーマルな参加の重要性(コモンズ・文化やアート)
- ・参加・学習・協働を促進するリーダーシップ(多様なステークホルダーの協働プロセスを生み出すコラボレーティブ・リーダーシップ)
- ・ステークホルダー間の対話や相互理解を促進する参加型の評価仕組み(社会監査等)
- 適切な権限移譲の仕方

## (10)対外的な組織環境上の課題

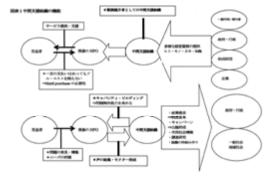
- \*市場競争の中で生き残り可能なニッチを構築すること ①社会的な価値を組み込んだ制度環境をいかにして構築するか
- ➡社会的企業法制、社会的価値を組み込んだ委託契約
- ➡ローカル・レベル・パートナーシップ(政策形成への関与)
- ■社会的企業の生み出す価値をどのように評価するか ②市民社会において、連帯的経済の「連帯」をいかにして構築できるか (e.g.) 欧州社会的企業における南西欧州優位:協同組合運動の伝統
- ➡日本の分断された市民社会をどうやってつなげるのか?
- ※市民社会のノードとしてのインフラストラクチャー組織(中間支援組織)
- ⇒制度改革以前の問題!

## (11)中間支援組織(インフラストラクチャー組織)とは何か

- ・ハイブリッド組織が市場競争や行政補完化の圧力に抗して、自律的に発展する ためには、適切な制度環境や強い市民社会を基盤としたニッチを作り出す必要
- 市民社会を基盤とした「連帯経済」のノード(結び目)としての中間支援組織 (厳密にはインフラストラクチャー組織)の重要性
- ※英国におけるインフラストラクチャー組織という概念
- ■現場で活動するNPO=前線組織(front organizations)を「**支援・開発・調整・代表・促進**し、それらの組織が自らのミッションを、より効果的に達成することを可能にする」ことをミッションとする組織のこと(Compass Partnership 2004,p.9)⇔狭義の中間支援組織は資源媒介機能のみ

# (12)コミュニテイ・エンパワーメントと中間支援組織 \* 地域的ないようでは、またしまって、 またしたパケットで またしたパケットで またしたのでは、 またしたんでは、 またしたんでは、 またしたんでは、 またしたんでは、 またしたんでは、 またしたんでは、 またしたんでは、 またしたんで

# (補足)中間支援組織(インフラストラクチャー組織)の機能



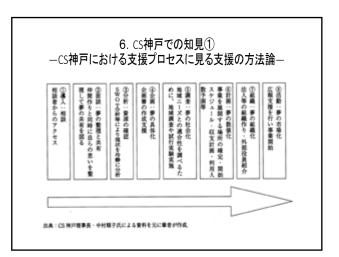
- 5. 日本の地域に密着した中間支援組織-CS神戸の事例
- ①CS神戸は、中間支援組織としてどんなことをして、現場のコミュニティ・ビジネス(CB)を支援してきたのだろうか(支援の方法論)
- ②支援事業そのものは、なかなかペイしにくい事業だと思われるが、 CS神戸は、中間支援組織としてどのように持続可能な経営を可能にし てきたのか?
- ③そもそも、CBを支援する行為の目的とは、CBが「自立」すること?だとしたらCBが「自立」するって、どういうこと?

# 補足:CS神戸の概要

- 阪神淡路大震災後に東灘地域助け 合いネットワークから派生
- 1997年10月に中間支援組識CS神戸 として発足し、現在は認定NPO法人
- ・背景として、コミュニティ形成(社会的 排除や孤立に対する社会的包摂)の ツールとしの仕事(コミュニティ・ビジ ネス)の必要性
- ・多様な事業を展開しながら、2007年 までに約120団体を支援し、起業に結 びつけてきた実績



中央が代表理事の中村順子氏(1999年)



# ポイントは...

①継続的なコンサルティング(一過性の座学研修ではない)

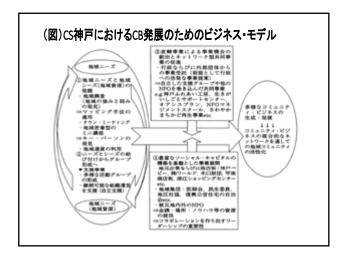
②ミッションを共有した中核集団の形成

⇒異質な要素を持つ人々のチーム(当事者性=ニーズ・技術・経営)

③ネットワークを基盤とした地域ニーズや地域資源との結びつけ

➡CS神戸自体が有しているネットワークの広がりが重要な条件

※③をより詳しく見ていくと、更に次ページの構図が見えてくる



## ポイントは...

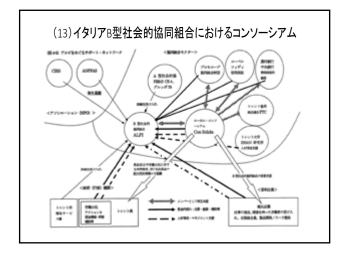
- ①地域ニーズと地域資源を発掘する仕組み
- ➡丹念な地域調査、マッピング、タウン・ミーティング、地域通貨
- ➡NPOサービス・センター(トータルケアシステム事業)
- ②基盤となる豊富なネットワークとそれを構築するリーダーシップ
- ➡地域内外の豊富なネットワーク(全労済、さわやか福祉財団、WAC、生協、連合、地元企業や商店街、社会福祉協議会、自治会等)
- ■女性リーダー: 地域生活者としての顔と職業人としての顔、Win-Winな関係性を構築するのに長けた"collaborative leadership"
- ③ネットワーク型共同事業というあり方
- ➡中間支援組織が現場のNPOと競合せずに両者が持続可能になるため
- ➡窓口(信用) &人材育成&マーケティング&事業開発機能を提供

#### 7. CS神戸での知見②CS神戸の事業構成➡経営基盤 NPO支援に直接関わる事業 ・技義の「支援事業」: CS神戸設立当初 (A) ・生きがいしごとサポートセンター神戸東 からの事業、個別団体に対する継続的な コンテルティング (原則、2年以内) ワラピー (2000~2002年、2004年から再開) 古民活動サポート基金 NPO大学事務局運営 こうべNPOデータマップ事業etc. 共同事務所による安価な事務所の提供 NFO会計支援センター (2005年後立)各種、NFO研修・インターンシップetc. 地域包括トータルケアシステム研究事業 NPOふれあい工房 (1999~2004年) (神戸東部NPOサービスセンター) オアシス・プラン (1999~2004年) 彩都まちづくり館 (大阪府のニュータウン くるくるプロジェクト コミュニティ・ケアハウス まちともりのネットワーク事業 でのまちづくり支援) (指定管理者制度によるもの) IR 住古駅前自転車駐輪場管理運営業務 白いリボン運動 神戸指定管理者制度研究会etc. 東灘区民小ホール管理運営 まちづくりや地域指征に関わる事業

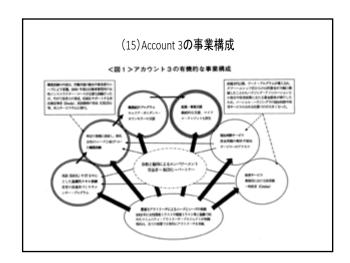
## ポイントは...

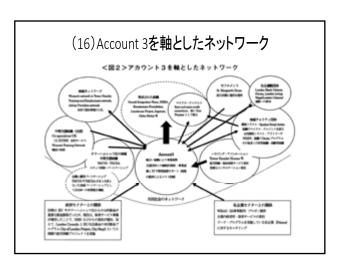
- ①中間支援組織は「支援事業」にのみ特化すべきか?
- ➡直接的にまちづくりや地域福祉事業に参入する意味
- ➡特定分野の専門性・ネットワークの構築・地域ニーズへのアクセス (事業領域・機能に特化したスペシャリスト型中間支援組織の必要性) ②ただし、現場のNPO(社会的企業)と競合しないためには、上記のように 「共同事業」を形成していく必要
- ③一方で、公的資金も必要
- ➡兵庫県のコミュニティ・ビジネス支援施策(災害復興基金) (生きがいしごとサポート・センター事業等)
- ⇔一般財源化で補助金削減と規制強化で厳しい状況
- ④複数の事業によるポートフォリオ⇒リスク分散・シナジー効果

- 8. CS神戸での知見③NPO・社会的企業の自立とは?
- 〇神戸では、被災者の「自立」とは「支え合い」だと言われてきた
- ⇒実は、社会的企業や中間支援組織自体の自立も同じ!
- ➡「ネットワークの中での自立」が重要
- ○だとすると、中間支援組織は市民社会の結節点として自治の担い、連帯経済を構築する担い手である必要!
- ※それでは、諸外国において中間支援組織はどのような役割を果た しているのだろうか?









# (17) 英国協同組合セクターのインフラストラクチャーの構造 M有文表 Coroperative Development Budies Coroperative Enterprise Ifth Spring 合教育 Coroperative College Coroperative Bank 100F

(18)韓国ソウル市社会的経済支援センターの事例 ➡基盤造 成チーム長チャンジョン氏(PARCビデオ企画調査4/8-11)

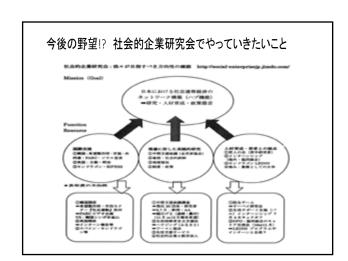


## (19)ソウルにおける社会的経済の「エコシステム」構築

- ①共同経済基盤の造成
- ②社会的経済の地域化
- ③成長段階別の資金メニューの作成
- ④社会的企業が解決すべきソウルの社会問題として戦略分 野設定
- ⑤制度環境改善(各種の条例制定)
- ※極めて包括的なメニュー⇔「政策の伝達体系」(キム・チョンゴル先生)としての中間支援組織

# (20)まとめ

- (1)連帯経済を作り出す多様な中間支援組織の姿
- ②政府との関係:パートナーシップ政策と公的資金の増減
- ➡政治的機会が開かれているケース:労働党政権時の英国、韓国ソウル、イタリア・トレント県の社会的協同組合の事例
- ➡政策的サポートが弱く、公的資金の流れが弱いケース:保守党・ 自民党政権以降の英国(Big Society)、とりわけ日本
- ※日本の中間支援組織は、どうすべきなのか?
- ➡協同組合間協同(小さな協同、大きな協同) 心協同組合の場合
- ➡企業を含む多様なアクターを巻き込みつつ現場団体との協働事業
- ➡専門性を高めること



# <参考文献>

藤井敦史・原田晃樹・大高研道編2013『闘う社会的企業』勁草書房

- ➡序章~第4章で社会的企業の理論枠組み提示
- ■第4章でイタリア社会的協同組合のコンソーシアムについて 原田晃樹・藤井敦史・松井真理子2010『NPO再構築への道』勁草書房
- ➡第4章で日本の中間支援組織としてCS神戸の事例研究

『(季刊)にじ』2015年春号(no.649)拙稿

- ⇒英国東ロンドンのAccount 3の事例研究
- 三本松政之・北島健一編2014『コミュニティ政策学入門』第6章拙稿
- ➡社会的企業によるコミュニティ・エンパワーメントについて

Atsushi Fujii "Social Inclusion in Japanese Workers' Collectives, Actual Situations and Conditions", EMES-SOCENT Selected Papers, no. LG 13-04, 4<sup>th</sup> EMES International Research Conference on Social Enterprise, Liege, 2013.

# ■シンポジウム■

場所 6号館 2階 6204教室

14:10~17:00

## テーマ

「ソーシャルアクションと社会的企業

-社会福祉学のイノベーションに向けて-」

シンポジスト 越知眞智子氏(こころみ学園)

シンポジスト 本木恵介氏(かものはしプロジェクト)

シンポジスト 大熊省三氏 (関西学院大学)

コメンテーター 室田信一氏(首都大学東京)

コーディネーター 山田知子氏(放送大学)

コーディネーター 田嶋英行氏(文京学院大学)

社会福祉学会関東部会研究大会

こころみ学園のワイン醸造場 ココファームワイナリーの基本姿勢 ---「助けること」と「助けられること」---

> 平成28年3月13日 こころみ学園施設長 ココ・ファーム・ワイナリー農場長 越知眞智子

## 社会福祉法人こころみる会

障害者支援施設こころみ学園

施設入所支援

定員90名

生活介護

定員105名

多機能型事業所あかまつ作業所

生活介護

定員10名

就労継続支援B型

定員10名

共同生活援助あけぼの荘他

7つのグループホーム 定員30名





社会福祉法人は 税金を使うところで、 税金を払うところではない。 だから酒税を 徴収しようがないなあ・・ う~~む

こころみ学園のワイン醸造場 ココ・ファーム・ワイナリーの設立

1980年(昭和55年)2月

父母の出資により『(有)樺崎産業』を設立し、 果実酒醸造免許を申請

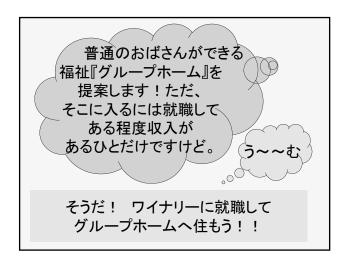
1984年(昭和59年)

醸造の許可(1万2千本の仮免許)が下り、 ワインづくりを開始

1986年(昭和61年)

果実酒醸造の本免許が下り、

『(有)ココ・ファーム・ワイナリー』と社名変更。

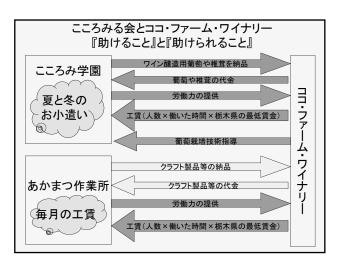












## 社会問題を解決する事業を行う上で大切なこと

本木恵介(かものはしプロジェクト)

## 【発表の内容】

かものはしプロジェクトは世界の子どもが売られる問題をなくすために活動をしている NPO 法人です。当団体は 2002 年に団体を立ち上げて、今年で 14 年目に入ります。

当日は「社会問題をなんとかしたい。」という思いをもとにゼロベースから団体を立ち上げて今に至るまでどのようなことを大切にしながら事業のマネジメントを行ってきたか、ついてお伝えします。

かものはしプロジェクトは「ミッション原理主義」を掲げており、日々の活動が常に「子どもが売られない世界をつくる」という我々のミッションに対して忠実か否かを考えながら意思決定を行っています。いち早く問題をなくしたいために効率的な活動を意識しがちですが、その活動がミッションとかけ離れた活動にはならないように常にミッションを振り返るようにしています。一方で、実際にインパクトを出すためには、様々な工夫が必要です。経営計画を立案する、数字で目標を管理するなどビジネスの分野で使われている手法を取り入れて事業運営をしています。

多様な関わり方があるのも当団体の特徴の 1 つで、フルタイムスタッフ以外にも、パート 勤務、社会人インターン、学生インターン、社会人ボランティア、学生ボランティア、プロボノ、サポーター会員等様々な関わり方があり、多くの人の力をお借りして、かものは しプロジェクトという 1 つの生命体が出来上がっています。

自分らしい関わり方を大事にしてほしいという思いからその人に合ったかたちで関わっていただきながら事業を行っています。特に学生インターン生には 6 ヶ月以上の勤務をコミットしてから活動に参加してもらうのですが、6ヶ月間一緒に事業をしていく中で、内面が大きく変わるポイントがあります。どのような時、どのようなことをキッカケにインターン生が変わるか、実際の事例をもとにお話します。

「社会を変えたい。」という共通の思いを持った皆さんに何か 1 つでもアクションにつながるお話できれば嬉しく思います。

## 社会福祉学における社会起業教育のあり方

関西学院大学 人間福祉学部 社会起業学科 大熊 省三

2008年のリーマンショック以降、社会問題の一つとして格差社会の諸問題が挙げられ、日本だけではなく国際社会の重要な課題として注目されている。こうした課題解決の担い手として、ビジネス的な手法を用いて社会変革するリーダーである「社会起業家」、つまり市場経済における事業経営能力を活かすことによって持続的に社会貢献できる人材の養成が世界的に求められている。社会福祉の現場においてもその重要性は同様であり、3Kと呼ばれている福祉の現場のイノベーションは喫緊の課題となっている。

こうした背景の中、2008年に設置された本学の人間福祉学部社会起業学科は、世界のさまざまな社会問題の解決や社会貢献に独創的な発想と卓越した実行力で寄与できるよう、学生たちに「社会起業能力」を身につけさせることを目的にしている。

本学科の目指す「社会起業能力」の養成とは、社会起業家の要請に加えて、NPOやNGOなどの非営利民間団体、自治体などの公共機関、一般企業のCSR部門(社会貢献部門)などの人材輩出も含み、学生たちの課題探求能力および問題解決能力を高めるものである。そのため、基礎、専門教育で学んだ課題探求や問題解決のための知識や技術を、具体的な起業プランを作成する起業演習や、国内外でのインターンシップといった実践教育を通じて、社会で実際に体験することが可能なカリキュラムになっている。

しかし、インターンシップでは既存の組織の中で与えられた課題をこなすことが多く、ともすれば受身になりがちである。また、起業演習においても、独自の課題探求を行ったとしても実際に起業するわけではないので、それを主体的に実践するところまではいかない。(「社会起業家養成の革新的教育プログラム開発」取組報告書 社会起業学科2012)

上記のように、本学の社会起業教育では課題解決に対して学生が受身になりがちであること、主体的に実践するところまではいかないというギャップが存在している。

そこで本報告では、筆者が着任してからの1年間で、学生が社会問題の課題解決に向けて、受身ではなく前向きに取り組む事例結果を紹介すると共に、そのプロセスから抽出された課題を取り上げ、社会起業教育の現場で何が不足しているのかについて考察し、「社会的企業」「社会起業」といった内容を、どのように教育現場に導入していけばよいのかを具体的事例からアプローチしていく。

# ■総会・関東部会研究大会奨励賞授与式

場所 6号館 2階 6204教室

17:00~17:30

# 2015年度社会福祉学会関東地域部会委員会運営委員名簿

連番	氏名	所属機関•団体	担当	備考
1	高山直樹	東洋大学	関東部会担当理事	継続
2	森田明美	東洋大学	監事	継続
3	大島巌	日本社会事業大学	経理担当/編集委員	継続
4	荒井浩道	駒澤大学	広報委員	継続
5	岡田哲郎	立教大学	広報委員	継続
6	室田信一	首都大学東京	編集委員	岡部卓(前任)
7	小野孝嘉	東京都社会福祉協議会	広報委員	継続
8	北本佳子	昭和女子大学	編集委員	継続
9	岩永理恵	日本女子大学	大会担当	黒岩亮子(前任)
10	小林理	東海大学	編集委員	継続
11	山下興一郎	淑徳大学	編集委員	齊藤順子(前任)
12	榊原美樹	明治学院大学	編集委員	継続
13	佐藤信人	認知症介護研究・研修センター	大会担当	継続
14	田嶋英行	文京学院大学	大会担当	継続
15	月田みづえ	昭和女子大学	広報委員	継続
16	贄川信幸	日本社会事業大学	大会担当	継続
17	原田欣宏	日本社会福祉士会·高崎健康福祉大	大会担当	継続
18	菱沼幹男	日本社会事業大学	編集委員	継続
19	山口麻衣	ルーテル学院大学	編集委員	継続
20	山田知子	放送大学	大会担当	継続
21	眞保智子	法政大学	編集委員	李恩心(前任)
22	六波羅詩朗	目白大学	大会担当	継続
23	渡邉浩文	武蔵野大学	広報委員	継続
24		上智大学		
25	丸山晃	東洋大学	事務局/大会担当	継続
26	由良亮人		事務局	継続

※順不同、敬称略

# 一般社団法人日本社会福祉学会 2015 年度関東部会研究集会抄録集

発行日 2016年3月13日

編集者 一般社団法人日本社会福祉学会

関東地域部会運営委員会

発行者 一般社団法人日本社会福祉学会関東地域部会

連絡先 東洋大学社会学部社会福祉学科 髙山直樹

〒112-8606 東京都文京区白山 5-28-20

Email: kantobukaijimukyoku@gmail.com